

小山市長 令和7年1月 定例記者会見

日時：令和7年1月30日（木）

15：00～

会場：6階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 発表内容

- (1) 令和7年度当初予算（案）の概要について
- (2) 令和7年4月1日付で実施する行政組織機構の改編について
- (3) 「網戸小学校閉校記念式」および「乙女小・網戸小学校統合記念式」の開催について
- (4) 小山評定ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の令和6年度寄附受入状況およびJR東日本提供による新規体験型返礼品について

4 質疑応答

5 市からのお知らせ

- ・小山市 LINE 公式アカウントリニューアル
- ・もやししかないごみの指定ごみ袋制度に関する案内の全戸配布
- ・東光高岳引込線を活用したイベント開催
- ・認知症を知る講演会
- ・令和6年 火災・救急等の出動状況
- ・令和7年第1回市議会定例会提出予定議案

6 閉会

記者会見資料

1 件 名

令和7年度当初予算（案）の概要について

2 内 容

(1) 予算編成の考え方

本市の財政を取り巻く環境は、市税収入が景気の回復基調により増加が見込まれる一方で、人件費が人事院勧告に基づく給与費の上昇により増加、扶助費も漸増傾向にあるほか、大雨災害等に対する防災・減災対策、老朽化が著しい公共施設の耐震化・長寿命化対策、急速な少子化・人口減少抑制のためのこども・子育て政策の強化、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた対応等、様々な課題への継続的な取り組みが求められております。

これらを踏まえ、令和7年度当初予算は、緊急課題である豊穂川流域等排水強化対策、耐震不足である複数保育所の建替え、公共交通の充実のほか、こども・子育てへの切れ目ない支援に重点的に予算を配分する等、「田園環境都市おやまビジョン」の実現に向けた諸施策について、効率的・効果的に推進することができるよう予算を編成いたしました。

(2) 予算の規模

令和7年度一般会計当初予算の規模は、前年度比79億円、11.1%増の791億円（過去最大）となりました。

(3) 予算の特徴 【P.5～9 新規・重点事業 項目】

① 「田園環境都市おやま」の推進 【4.【1】、2.【1】】

すべての市民のウェルビーイングに向けて「田園環境都市おやまビジョン」を推進するとともに、令和8年度を初年度とする「第9次小山市総合計画」の策定に取り組んでまいります。

② 次世代に向けた環境問題への対応 【6.【1】、5.【1】】

「ゼロカーボンシティ」「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、「おやま脱炭素ロードマップ」に基づき、再生可能エネルギーの適地を設定するゾーニングを行うほか、モデル平地林の植生調査の実施等、本市の豊かな環境の次世代への継承に取り組んでまいります。

③ こども・子育てへの支援の拡充 [3.【1】、3.【2】]

「おやまこどもプラン」に基づき、妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制を強化するほか、放課後のこどもの居場所づくり等、安全・安心な子育てしやすい環境づくりを行うとともに、地域全体で子育てを支え、こどもが自由に学び、健やかに育つことのできる「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでまいります。

④ 防災・減災対策の強化 [7.【1】]

台風や集中豪雨による大規模な浸水被害や地震による災害への対策として、豊穂川の河道の拡幅・築堤をはじめ、杣井木川流域における集団移転の促進や輪中堤の整備、絹地区の同報系防災行政無線子局増設等に取り組んでまいります。

⑤ 公共施設の適正管理 [2.【2】]

老朽化が著しい道路・橋梁、公園、学校、保育所等の公共施設の更新及び長寿命化を推進するとともに、人口減少社会を見据えた公共施設の最適な配置に取り組んでまいります。

⑥ 社会基盤の整備 [4.【2】、3.【5】]

城山町三丁目第二地区市街地再開発、栗宮新都心第一土地区画整理、小山駅東口駅前広場等の生活基盤、及び新市民会館、サッカー場、弓道場、スケートボード場等の文化・スポーツ施設の整備を着実に推進するほか、A I デマンドバスの導入等公共交通基盤の充実に取り組んでまいります。

(4) 事業概要 別冊の通り

(参考) 主な経費の比較

(単位:百万円、%)

性質別	令和7年度		令和6年度		対前年度比		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	構成比
義務的経費	36,127	45.7	33,765	47.4	2,362	7.0	△ 1.7
人件費	11,389	14.4	10,168	14.3	1,221	12.0	0.1
扶助費	18,590	23.5	17,273	24.2	1,317	7.6	△ 0.7
公債費	6,148	7.8	6,324	8.9	△ 176	△ 2.8	△ 1.1
投資的経費	11,294	14.3	7,790	11.0	3,504	45.0	3.3

担当：理財部 財政課

電話：0285-22-9331

令和7年度一般会計予算款別一覧表

(歳入)

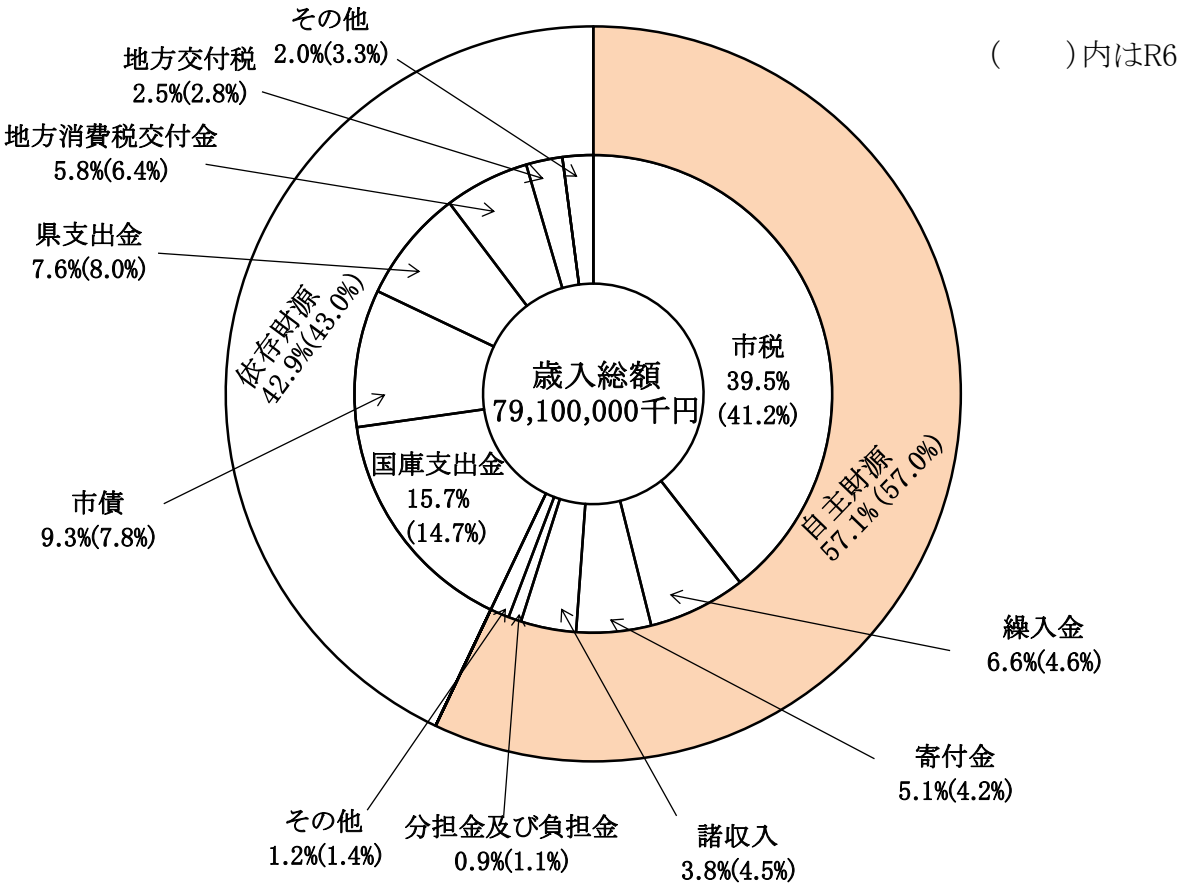
☆:自主財源

(単位:千円、%)

	款	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
☆	1 市 税	31,222,740	29,331,410	1,891,330	6.4
	2 地 方 譲 与 税	570,000	572,000	△ 2,000	△ 0.3
	3 利 子 割 交 付 金	10,000	20,000	△ 10,000	△ 50.0
	4 配 当 割 交 付 金	130,000	100,000	30,000	30.0
	5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	100,000	0	0.0
	6 法 人 事 業 税 交 付 金	500,000	500,000	0	0.0
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	4,550,000	4,550,000	0	0.0
	8 コ`ルフ場利用税交付金	31,506	39,414	△ 7,908	△ 20.1
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000	60,000	20,000	33.3
	10 地 方 特 例 交 付 金	200,000	960,000	△ 760,000	△ 79.2
	11 地 方 交 付 税	1,946,000	1,982,000	△ 36,000	△ 1.8
	12 交通安全対策特別交付金	19,000	20,000	△ 1,000	△ 5.0
☆	13 分 担 金 及 び 負 担 金	692,735	766,759	△ 74,024	△ 9.7
☆	14 使 用 料 及 び 手 数 料	409,601	415,580	△ 5,979	△ 1.4
	15 国 庫 支 出 金	12,423,590	10,448,398	1,975,192	18.9
	16 県 支 出 金	6,042,312	5,730,064	312,248	5.4
☆	17 財 産 収 入	109,480	101,205	8,275	8.2
☆	18 寄 付 金	4,000,403	3,000,223	1,000,180	33.3
☆	19 繰 入 金	5,237,398	3,289,342	1,948,056	59.2
☆	20 繰 越 金	500,000	500,000	0	0.0
☆	21 諸 収 入	2,963,235	3,171,705	△ 208,470	△ 6.6
☆	22 市 債	7,362,000	5,541,900	1,820,100	32.8
	歳 入 合 計	79,100,000	71,200,000	7,900,000	11.1

(☆は自主財源を示します。)

自 主 財 源	45,135,592	40,576,224	4,559,368	11.2
依 存 財 源	33,964,408	30,623,776	3,340,632	10.9

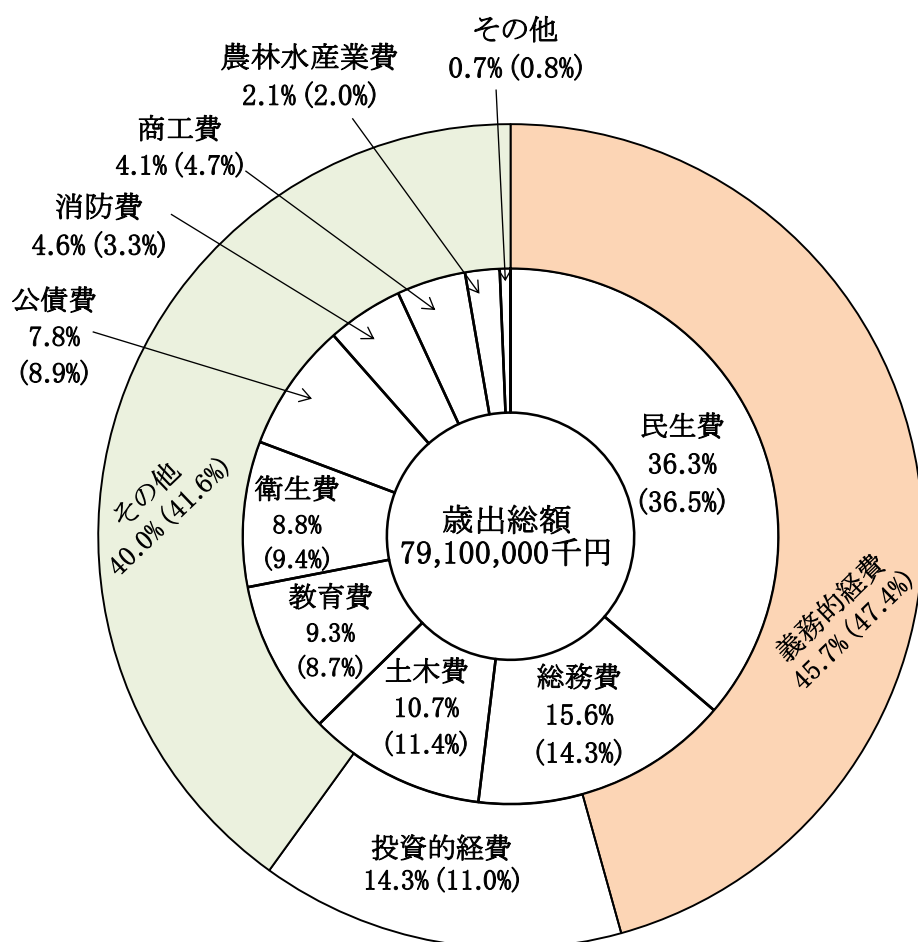


(歳出)

(単位:千円、%)

款	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 議会費	414,064	425,722	△ 11,658	△ 2.7
2 総務費	12,381,465	10,187,740	2,193,725	21.5
3 民生費	28,685,680	25,964,081	2,721,599	10.5
4 衛生費	6,946,387	6,663,674	282,713	4.2
5 労働費	48,676	77,380	△ 28,704	△ 37.1
6 農林水産業費	1,644,323	1,426,427	217,896	15.3
7 商工費	3,291,623	3,352,304	△ 60,681	△ 1.8
8 土木費	8,482,052	8,146,812	335,240	4.1
9 消防費	3,644,401	2,378,013	1,266,388	53.3
10 教育費	7,362,796	6,204,197	1,158,599	18.7
11 災害復旧費	2	2	0	0.0
12 公債費	6,148,529	6,323,646	△ 175,117	△ 2.8
13 諸支出金	2	2	0	0.0
14 予備費	50,000	50,000	0	0.0
歳出合計	79,100,000	71,200,000	7,900,000	11.1
義務的経費	36,126,864	33,765,207	2,361,657	7.0
投資的経費	11,294,295	7,789,541	3,504,754	45.0
その他の	31,678,841	29,645,252	2,033,589	6.9

()内はR6



令和7年度当初予算 新規・重点事業（企業会計を除く）

〔事業費（単位：千円）〕、P.（別冊掲載頁）

1. 協働によるまちづくりと 誰もが活躍できる社会・ひとづくり

【1】 みんなで進める協働のまち

市民フォーラム事業〔780〕 P. 9、(新) 広聴事業〔763〕 P. 9、市民協働推進事業〔24, 105〕 P. 13、地区まちづくり推進事業〔12, 000〕 P. 70、小山駅周辺地区まちづくりプラン推進事業〔1, 500〕 P. 72

【2】 心ふれあうコミュニティと多文化共生・国際交流

多文化共生推進事業（(新) 第2次多文化共生社会推進計画策定）〔8, 531〕 P. 6、国際交流事業〔10, 151〕 P. 7

【3】 互いに思いやり認め合う地域社会

平和都市宣言事業〔4, 140〕 P. 5、(新) 第5次人権施策推進基本計画策定事業〔1, 900〕 P. 19

【4】 互いに尊重し合いともに活躍できる男女共同参画

第5次男女共同参画基本計画策定事業〔1, 946〕 P. 5、女性の人材育成エンパワーメント支援事業〔882〕 P. 5

2. 持続可能な行財政運営と 広域連携による行政・ひとづくり

【1】 行政サービスの向上と効率的な行財政運営

第9次小山市総合計画策定事業〔17, 229〕 P. 10、小山評定ふるさと応援事業〔4, 015, 375〕 P. 11、ICT利活用導入事業〔15, 519〕 P. 4、BPR支援事業〔3, 300〕 P. 4、DX推進事業（(新) 生成AI会議録支援システム、(新) 情報リテラシー向上研修）〔26, 771〕 P. 13、基幹系業務システム事業（システム標準化・共通化）〔404, 856〕 P. 13、市税等コールセンター運営事業〔14, 624〕、(新) 戸籍氏名振り仮名記載事業〔70, 292〕 P. 17、(新) こども・子育て支援情報発信事業〔2, 000〕 P. 27、(新) 公立保育所ICT化事業〔9, 386〕 P. 31、(新) 中央図書館無線LAN整備・Wi-Fiサービス導入〔3, 821〕 P. 86、(新) 消防同意申請業務システム導入〔2, 676〕 P. 75

【2】 公共施設の最適な配置と適正な維持管理

間々田地区新設保育所整備事業（集約化）〔970, 377〕 P. 32、公共施設長寿化事業（公立保育所長寿化事業〔後掲3-【2】〕、小中義務教育学校長寿化事業〔後掲3-【3】〕、道路・橋梁長寿化修繕事業〔後掲4-【2】〕、市営住宅長寿化推進事業〔後掲4-【3】〕、公園施設長寿化対策事業〔後掲5-【2】〕）、旧水道庁舎利活用事業（建物購入、屋上・外壁改修）〔199, 414〕 P. 8、学校跡地利用検討事業（(新) 旧豊田北小・網戸小跡地利活用検討支援）〔12, 630〕 P. 12・80、(新) 旧豊田南小解体工事事業〔282, 000〕 P. 82、学校適正配置等推進事業〔1, 730〕 P. 79、(新) 美田地区中心施設整備事業（基本構想策定）〔7, 015〕 P. 7、(新) 網戸保育所解体工事事業〔30, 000〕 P. 32、(新) 集会所解体工事事業（中里、堀の内）〔26, 600〕 P. 85

【3】 定住自立圏構想の推進

小山地区定住自立圏構想推進事業（(新) 第3期小山地区定住自立圏共生ビジョン策定）〔2, 372〕 P. 10

【4】 自立性の高い都市

まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業〔362〕 P. 10、転入勤労者等住宅取得支援事業〔32, 000〕 P. 14、移住定住促進事業（(新) 地方就職支援金、(新) 若者・子育て世帯田園部移住支援補助金）〔78, 890〕 P. 14

3. 未来を担う次世代の育成と 学び・文化を育むひとづくり

【1】 ともに明るい家庭を築けるまち

(新) こどもまんなかラウンドテーブル事業〔620〕 P. 27、(新) 妊産婦等見守り生活援助事業〔5, 679〕 P. 26、(新) 子育て世帯訪問支援事業〔366〕 P. 27、出産・子育て応援交付金給付事業〔120, 462〕 P. 30、妊産婦健康診査費〔100, 609〕 P. 39、産後ケア事業〔15, 771〕 P. 39、産前・産後サポート事業（(新) ドゥーラ・ヘルパー派遣）〔2, 538〕 P. 39、乳幼児健康診査費〔19, 892〕 P. 39、(新) 妊産婦タクシー利用助成事業〔5, 000〕 P. 45、妊産婦医療費助成事業〔25, 000〕 P. 45、不妊治療費助成事業〔18, 000〕 P. 45、養育医療費助成事業〔14, 000〕 P. 45

【2】 未来を担うおやまっ子育成

出井保育所整備事業（(新) 実施設計、(新) 建築工事着工）〔344, 717〕 P. 32、公立保育所長寿命化事業（屋根・外壁改修〈絹〉）〔25, 000〕 P. 31、(新) 保育所等施設整備費補助金（(仮称) もみじ保育園、認定とまこども園）〔547, 605〕 P. 33、放課後こどもの居場所事業（放課後子ども教室・学童保育館〈(新) 小山城南小、(新) 中小〉、(新) 小山城東小新学童保育館設計））〔668, 973〕 P. 29・89、児童手当給付事業〔3, 500, 000〕 P. 27、こども医療費助成事業〔780, 000〕 P. 45、要支援児童生活応援事業〔26, 116〕 P. 26、民間保育所入所委託事業〔2, 780, 000〕 P. 32、認定こども園等施設型給付事業〔2, 750, 000〕 P. 33、特別保育事業等推進事業〔230, 000〕 P. 33

【3】 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む学校教育

小中義務教育学校長寿命化事業（屋上防水改修〈大谷北小、桑中〉、外壁改修〈大谷北小、乙女小、桑中〉、受水槽更新〈小山城北小、小山第二中〉、屋内運動場トイレ改修〈設計：小学校9校〉、校舎等LED化〈設計：小学校5校、中学校3校〉、特別教室空調機設置〈設計：中学校11校〉）〔1, 060, 382〕 P. 81・83・84、校具教材備品整備事業（放送機器更新〈下生井小、大谷中〉自動火災報知装置更新〈下生井小、美田中〉）〔123, 905〕 P. 81・83、小中義務教育学校パソコン・タブレット端末配置事業〔678, 646〕 P. 77・81・83、(新) 小中学校調理場空調機設置事業〔36, 750〕 P. 91、地域部活動推進事業〔3, 000〕 P. 80、学校給食食材費購入補助事業（地場産物）〔96, 316〕 P. 91

【4】 豊かな人と地域を創る生涯学習環境

(新) 第5期子どもの読書活動推進計画策定事業〔3, 669〕 P. 85

【5】 多彩で個性ある市民文化とスポーツのまち

(新) 新市民会館整備基本構想・基本計画策定〔14, 500〕 P. 15、新小山市立博物館・間々田のじゃがまいた伝承館複合施設整備事業〔1, 966〕 P. 87、(新) 小山氏城跡保存活用計画策定事業〔17, 493〕 P. 87、有料体育施設管理事業（(新) あけぼの公園テニスコート照明LED化改修設計）〔164, 949〕 P. 91、サッカー場整備事業（(新) 用地取得、(新) PPP／PFIアドバイザリー業務委託）〔219, 678〕 P. 92、市営弓道場整備事業（(新) 建築工事着工）〔114, 600〕 P. 92、スケートボード場整備事業（(新) 基本・実施設計）〔15, 000〕 P. 92、小山運動公園陸上競技場第3種公認検定事業〔33, 513〕 P. 92

4. 暮らしやすく住み続けたい 地域の活力を生かしたまちづくり

【1】都市と田園が調和した持続可能なまち

(新) 田園環境都市おやまビジョン推進事業 [12, 658] P. 9、(新) 都市と緑のマスタープラン
地域別構想策定 [10, 500] P. 70、ウォークアブルなまちづくり推進事業 [4, 950] P. 72

【2】みんなの暮らしを支える生活基盤整備

(新) (仮称) 小山駅西口駅前地区市街地再開発事業 [10, 000] P. 72、城山町三丁目第二地区
市街地再開発事業 [380, 700] P. 71、小山駅東口駅前広場再整備事業 ((新) ペDESTリアン
デッキ・広場実施設計) [106, 000] P. 71、(新) バリアフリー基本構想策定 [6, 500] P. 70、
栗宮新都心第一土地区画整理事業 (組合負担金) [332, 700] P. 72、県営経営体育成基盤整
備事業 (大谷東部、(新) 塚崎・田間) [81, 225] P. 55、県営水利施設等保全高度化事業 (亀
の子堰、生井地区、(新) 穂積地区) [81, 332] P. 55、県営農地中間管理機構関連農地整備事
業 (栗宮地区) [29, 050] P. 55、農地耕作条件改善事業 (農業用排水路整備等 8 地区)
[140, 488] P. 56、日本型直接支払制度 [253, 055] P. 56、コミュニティバス運営事業 ((新)
A I デマンドバス配車サービス、(新) キャッシュレス決済、(新) 絹出張所走行路線)
[357, 000] P. 70、公共交通等調査研究事業 ((新) おーバス自動運転実証実験) [110, 229]
P. 11、小山外環状線道路整備推進事業 [3, 000] P. 71、道路新設・改良事業 (市道 9・19・30・
263・1110・1198 号線、間々田駅周辺地区、羽川・喜沢地区他) [566, 220] P. 66・67・68、小山
駅周辺地区第二期・大谷地区第二期道路整備事業 [263, 930] P. 66・67、道路補修事業 (長寿
命化等含む) [578, 000] P. 66、3・4・101 号城東線道路改良事業 [108, 945] P. 72、橋梁長寿
命化修繕事業 [33, 000] P. 68、市内排水対策事業 [26, 000] P. 64

【3】住みたい住み続けたい住環境

市営住宅長寿命化推進事業 [67, 200] P. 74、(新) 有機フッ素化合物 (P F O S ・ P F O A)
水質調査分析 (河川、市内水道組合) [3, 209] P. 42・43、木造住宅耐震対策助成事業 [14, 590]
P. 64、空家等対策事業 [19, 909] P. 65

【4】恵まれた立地条件を最大限生かした活力と魅力にあふれた産業・地域創出

企業誘致促進助成金交付事業 (土地取得助成金、工業振興奨励金) [155, 270] P. 62、(新)
第三期小山市工業振興基本計画策定 [6, 000] P. 61、(新) 小山第四工業団地第三工区基礎調
査 [12, 000] P. 61、(新) 大谷東部工業団地基礎調査 [9, 757] P. 61、ロブレ経営支援事業 ((新)
第三セクター経営支援) [202, 046] P. 60

5. 魅力ある自然を守り 伝統を継承するまちづくり

【1】自然環境の保全・活用とエコツーリズムの推進

渡良瀬遊水地の湿地保全と賢明な利用推進事業 ((新) 生井地区交流拠点整備基礎調査、(新)
川サミット開催準備、(新) アジア湿地学校ネットワーク推進) [30, 108] P. 12、おやまの森・
里づくり事業 ((新) モデル平地林植生等調査、(新) 平地林シンポジウム、(新) 平地林保全・
管理アドバイザー) [24, 517] P. 57、(新) 羽川大沼周辺地区活性化事業 [6, 794] P. 15

【2】やすらぎと潤いのあるまち

(新) (仮称) ふれあいパークタウン推進事業 [419] P. 11、街区公園整備事業 (喜沢南かず
き、(新) ひまわり) [30, 000] P. 73、都市公園安全・安心対策事業 (網戸・小山運動公園わ
んぱく広場トイレ他) [68, 000] P. 73、駅東公園改修事業 [42, 555] P. 73、小山総合公園改
修事業 (わんぱく広場改修) [130, 000] P. 73、公園施設長寿命化対策事業 [75, 000] P. 73、
公園管理事業 [629, 000] P. 74、(新) ドッグラン管理運営 [3, 432] P. 43

【3】豊かな田園環境を生かした健全な農業生産を育む体制の推進

(新)水田農業構造改革推進事業〔5,000〕P.51、経営所得安定対策事業〔53,485〕P.50、担い手・農地総合対策事業〔25,535〕P.50、環境にやさしい農業推進事業((新)全国オーガニック給食フォーラム開催準備)〔85,311〕P.51、環境保全型農業推進事業〔3,736〕P.56、県産小麦・大豆供給力強化事業〔12,000〕P.52、新規就農者育成事業〔50,815〕P.53、イノシシ農業被害等対策事業〔21,161〕P.54

【4】本場結城紬をはじめとする誇れる伝統産業を生かしたまち

本場結城紬生産振興普及事業(後継者育成、生産振興、プロモーション、購入補助)〔28,369〕P.53・54・60・61

6. 人と自然が共生した 地球にやさしいくらしづくり

【1】守り育てる環境共生のまち

脱炭素地域づくり推進事業((新)再生可能エネルギーゾーニング、(新)脱炭素地域づくり推進事業支援、(新)脱炭素ロードマップ推進アドバイザー)〔42,131〕P.44、脱炭素型ライフスタイル奨励事業(住宅脱炭素化設備等導入費補助)〔25,000〕P.44、生物多様性推進事業((新)コウノトリ関連商品開発、(新)生物多様性アドバイザー)〔5,781〕P.11、農業用廃プラスチック処理対策事業〔7,000〕P.52、中小企業S B T認定取得支援事業〔9,500〕P.62

【2】衛生・循環型社会の実現

(新)第6次一般廃棄物処理基本計画策定事業〔6,091〕P.46、ごみ減量化対策事業〔17,190〕P.47、浄化槽設置事業〔99,384〕P.42、環境美化推進事業(一般廃棄物収集施設補助金)〔16,760〕P.46

7. 市民が生き生き 安全・安心で健康なくらしづくり

【1】災害に強く安全安心なまち

排水強化対策事業(豊穂川整備:河道整備、大日橋・大行寺橋・新川橋架替、雨水管切替マンホール整備、準用河川整備:用地取得、橋梁工事等、杣井木川対策:移転先住宅団地整備、輪中堤整備、田んぼダム推進補助)〔1,154,724〕P.56・68・69、(新)間々田第二都市下水路排水対策検討〔16,000〕P.73、消防車両整備事業(災害対応特殊水槽付消防ポンプ車〈豊田分署〉、水槽付消防ポンプ車〈大谷分署〉、消防団広報車〈消防本部〉、消防団車両〈犬塚〉)〔212,054〕P.76、防火水槽整備事業(設計:高椅、工事:下初田)〔28,997〕P.75、自主防災組織育成事業〔5,793〕P.16、消防指令システム等整備事業((新)設備更新)〔1,161,600〕P.76、地域防災強化事業((新)同報系防災行政無線子局増設〈絹地区〉)〔369,736〕P.15

【2】地域で安全に暮らせるまち

交通安全施設整備事業(キッズゾーン他)〔43,608〕P.8、防犯カメラ設置事業(3 駅周辺)〔2,516〕P.17、自転車乗車用ヘルメット購入助成事業〔5,230〕P.9、第3次消費生活基本計画策定事業〔3,500〕P.58

【3】生きがいを持ち安心して暮らせるまち

(新)社会福祉施設整備費補助事業(広域型特別養護老人ホーム)〔19,764〕P.22、緊急通報体制整備事業〔13,574〕P.21、移送サービス事業〔10,500〕P.21、見守り・支え合い推進事業〔1,276〕P.21、生活支援体制整備事業《介護保険特別会計》〔33,270〕

【4】ともに支え合うあたたかい福祉環境

福祉タクシー利用者助成事業〔22,500〕P.19、障がい者介護給付事業〔3,030,000〕P.24、障がい児通所支援事業〔1,500,000〕P.34、地域福祉計画推進事業(第5期計画策定)〔3,107〕P.19、意思疎通支援事業((新)窓口対応用軟骨伝導イヤホン導入)〔2,910〕P.25、生活困窮者自立相談支援事業((新)住まい支援相談員)〔33,329〕P.18、住居確保給付金給付事業((新)転居費用分)〔3,738〕P.18

【5】みんなが健康長寿で安心できる暮らし

(新)すこやか長寿プラン策定事業(第11期高齢者保健福祉計画、第10期介護保険事業計画)〔介護保険特別会計と合同〕〔4,982〕P.22、予防接種事業((新)新型コロナ接種予診票電子化)〔500,000〕P.41、生活習慣病・女性がん検診事業〔254,134〕P.40、がん患者支援推進事業〔2,800〕P.36、救急医療体制整備事業(輪番制、二次救急、在宅当番)〔76,753〕P.36・37、地域医療対策事業〔45,804〕P.37、(新)新小山市市民病院建設事業資金貸付事業(別館建設<歯科口腔外科、手術室等>《病院特別会計》)〔1,000,000〕

記者会見資料

1 件 名

令和7年4月1日付で実施する行政組織機構の改編について

2 趣 旨

市制100周年を迎える30年後の本市のあるべき姿を描く「田園環境都市おやまビジョン」が最上位の目標に掲げる、すべての市民のウェルビーイング（より良い暮らし）を実現するためには、市域全体で総合的に持続可能なまちづくりを推進し、多種多様な行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことが重要です。

当ビジョンが描く本市の将来像実現のための第一歩として、令和7年度に取り組む公共交通の拡充、こども子育て支援および小山駅周辺整備等の重点施策をはじめ、市民が求める施策・事業を着実に推進するため、部・課の新設移管を含め、より効果的で明確な組織および事務分掌に再編成するものです。

3 組織改編の内容

別紙「令和7年4月1日における組織改編対比表」参照

【主な組織改編のポイント】

- (1) 未来に向けたこども・子育て関連施策の充実や生涯学習社会の構築を図るための推進体制の強化

○こども未来部（新設）：こども・子育て分野と教育分野の所管を教育委員会へ集約し、生まれる前から出産、保育、小中学校から青少年に至るまで切れ目ない支援を市民目線で効率的に行えるよう一元的な体制とします。

○生涯学習部（新設）：親和性の高い生涯学習分野と文化芸術分野を統合し、歴史や文化・芸術、スポーツ分野に特化した体制とすることで、生涯にわたる学びと活動の好循環を生み出す生涯学習社会の構築を目指します。

- (2) おーバスを中心とした持続可能な公共交通の実現に向けた体制強化

○公共交通課（新設）：総合政策課の「公共交通担当」と都市計画課の「新交通・バス推進係」を統合し、公共交通政策全般に係る計画や運用管理を1つの課で担うことで、公共交通の更なる充実を図ります。

- (3) 上下水道関連業務の推進体制の強化・効率化

○水道施設課および下水道施設課（新設）：性質の異なる上下水の所管を分離し、災害時の衛生上のリスク回避を目指すとともに、環境課から共同水道及び浄化槽に係る業務を移管することで、上下水道関連業務の所管統一による体制の強化・効率化を図ります。

4 組織数の状況(下段は消防本部を除いた数)

	部	課	課内室等	係	計
令和6年4月1日	13 (12)	79 (74)	15 (9)	213 (184)	320 (279)
令和7年4月1日	14 (13)	83 (78)	16 (10)	215 (186)	328 (287)

課内室等とは、課内室、文書館、職員研修所、消防各分署等です。

担当：総務部 職員課

電話：0285-22-9361

令和7年4月1日における組織改編対比表(改編部署のみ表示)

(凡例 ◎:部、○:課、●:課内室等、□:係(保育所含))

令和6年度

令和7年度

- ◎ 総合政策部
○ 総合政策課
□ 企画調整係
計画・企画調整担当
連携・協働調整担当
公共交通担当

- ◎ 総合政策部
○ 総合政策課
□ 企画調整係
計画・企画調整担当
連携・協働調整担当

後述する「公共交通課」の新設に伴い、「公共交通担当」に係る業務を移管する。

- 田園環境都市推進課
□ 政策推進係
□ 移住定住推進係

田園環境都市おやまビジョンをはじめとした市の重点施策を担うことを加味し、組織順を変更する。

- まちの魅力推進課
□ 情報発信係
□ 市民対話推進係
□ ふるさと応援係

田園環境都市推進課の組織順の変更及び公共交通課の新設に伴い組織順を変更する。

- 公共交通課
□ 交通企画係
□ バス推進係

公共交通の更なる充実を図り、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの実現に向けた取組を一体的に推進するため、総合政策課の「公共交通担当」と「都市計画課」の「新交通・バス推進係」を統合し、「公共交通課」を新設し、公共交通政策全般に係る計画策定や調査研究等を行う「交通企画係」を新設する。併せて、おーバスの運行管理業務を所管する「新交通・バス推進係」を「バス推進係」に名称変更する。

- 田園環境都市推進課
□ 政策推進係
□ 移住定住推進係

前述のとおり、組織順を変更する。

- まちの魅力推進課
□ 情報発信係
□ 市民対話推進係
□ ふるさと応援係

前述のとおり、組織順を変更する。

[illegible]

令和6年度	令和7年度
○ 商業観光課 ☐ 観光まちづくり係 ☐ 商業振興係 ☐ まちなか商業推進係	○ 商業観光課 ☐ 観光まちづくり係 ☐ 商業振興係 ☐ 市街地活性係
名称が類似する「まちづくり推進課 まちなか再生推進係」との対外的差別化を図るとともに、駅周辺の中心市街地活性化を含めた業務区分の明確化を図るため、「まちなか商業推進係」を「市街地活性係」に名称変更する。	
◎ 建設水道部 ○ 上下水道施設課 ☐ 計画係 ☐ 水道工務係 ☐ 水道施設係 ☐ 下水道工務係 ☐ 下水道施設係	◎ 建設水道部 ○ 水道施設課 ☐ 水道計画係 ☐ 水道工務係 ☐ 水道施設係 ☐ 民有水道係 ○ 下水道施設課 ☐ 下水道計画係 ☐ 下水道工務係 ☐ 下水道施設係 ☐ 浄化槽係
飲み水に浄水する水道と生活排水を処理する下水の異なる性質の水を同一部署で扱うことで生じる災害時の衛生上のリスク等を回避すると共に、課の役割の明確化及び組織強化を図るため、2つの課に分割する。それに併せ、喫緊の課題である「共同水道」と「浄化槽」に係る業務を環境課から移管し、効率的かつ適正に業務執行するため、水道施設課に「民有水道係」を、下水道施設課に「浄化槽係」を新設する。	
◎ 都市整備部 ○ 都市計画課 ☐ 都市政策係 ☐ 事業推進係 ☐ 開発指導係 ☐ 新交通・バス推進係	◎ 都市整備部 ○ 都市計画課 ☐ 都市政策係 ☐ 事業推進係 ☐ 開発指導係
前述の「公共交通課」の新設に伴い、「新交通・バス推進係」を「公共交通課」に移管する。	
◎ 議会事務局 ○ 議事課 ☐ 庶務係 ☐ 議事調査係	◎ 議会事務局 ○ 議事課 ☐ 議会総務係 ☐ 議事調査係
議会事務局の中において、「庶務係」が主に総務事務を担当している実態に合わせ「議会総務係」に名称変更する。	
	○ 教育委員会 教育総務課 ☐ 教育総務係
教育委員会内の組織が二部制となり、運営が広範、多様化することから、教育委員会の秘書業務、総務業務等の他、両部・他部局との調整を行う独立した組織として「教育総務課」を新設する。	
◎ 教育委員会	◎ 教育委員会 こども未来部
国の施策を踏まえ、少子化をはじめ複雑化・多様化することも・子育て関連の課題に、出産、乳幼児期から青少年期まで一貫した視点で、切れ目なく迅速かつ総合的に取組み、こどもまんなか社会の実現を目指すため、保健福祉部の子育て政策部門を教育委員会に統合し、業務の融合が図れるよう「こども未来部」を新設する。	

令和6年度	令和7年度
○ 教育総務課 ☐ 総務政策係 ☐ 教育政策係 ☐ 学校適正配置推進係 ☐ 学校支援係 ☒ 乙女・網戸小学校統合準備室	○ こども政策課 ☐ こども企画係 ☐ 教育政策係 ☐ 学校適正配置推進係 ☒ 放課後居場所室 ☐ 放課後こども係 ☐ 学童保育係
教育委員会内の組織が二部制になることにより、「教育総務課」を独立した組織とすることに伴い、「教育政策係」「学校適正配置推進係」の業務を「こども政策課」に移管し、「学校支援係」の業務を新設する「学校支援課」に移管する。また、「乙女・網戸小学校統合準備室」は、令和7年4月に両校の統合が完了することから廃止する。 「こども未来部」の新設により、「こども政策課」を保健福祉部から移管し、全庁的なこども子育て政策に係る計画策定や新規事業の企画立案を行う「こども未来係」を「こども企画係」に名称変更するとともに、「教育総務課」から「教育政策係」「学校適正配置推進係」を移管する。また、「こども給付係」を「保育課」に移管する。 児童の放課後の居場所づくりと併せて放課後児童対策を総合的に推進するため「放課後居場所室」を新設し、「放課後こども係」の業務に加え、「保育課」から「学童保育係」を移管することで、学校施設を活用した放課後こどもの居場所事業と学童保育事業を包括して推進する。	
○ 学校教育課 ☐ 学務管理係 ☐ 食育推進係 ☐ 教育指導係 ☐ 児童生徒指導係 ☐ 幼稚園係 ☒ 教育研究所 ☐ 教育研究係 ☒ 小学校24校 ☒ 中学校10校 ☒ 義務教育学校1校 ☒ 学校給食共同調理場11箇所	○ こども教育課 ☐ 管理係 ☐ 教育指導係 ☐ 保育指導係 ☒ 教育研究所 ☐ 教育研究係 ☐ 学校図書館支援担当 ☒ 小学校23校 ☒ 中学校10校 ☒ 義務教育学校1校
「保育課」から保育所の指導・給食に係る業務を移管し、義務教育期のみならず幼児期から一貫した視点での教育の実現を目指すため、「学校教育課」を「こども教育課」に名称変更する。 幼・保・小の一体的な管理・監督及び接続期における連携を強化し、切れ目の無い保育・教育課程を作り上げるため、「学務管理係」の担当業務を整理し「管理係」に名称変更するとともに、「保育課」から「保育食育指導係」を移管し「保育指導係」に名称変更する。 「児童生徒指導係」を「青少年支援課」に移管し、「保健福祉部 保育課」と兼務で業務を行っていた「幼稚園係」は、部の統合により廃止する。 また、教育研究所における学校図書館業務のシステム連携強化のため、「中央図書館」から「学校図書館支援担当」を移管する。	
○ 青少年支援課 ☐ 青少年支援係 ☒ 青少年育成指導センター ☒ いじめ対策・不登校支援室 ☐ 児童生徒指導係	
義務教育期のみならず青年期まで、一貫した視点での教育の実現と高等教育機会を確保し、青少年の健全な育成を支援するため「青少年支援課」を新設し、生涯学習課から「青少年係」「青少年育成指導センター」を移管するとともに、「青少年係」を「青少年支援係」に名称変更する。併せて、「いじめ対策・不登校支援室」を新設し、「児童生徒指導係」の業務の拡充により、いじめ・不登校への対応強化を図る。	

令和6年度	令和7年度
	○ 子育て家庭支援課 □ 子育て支援係 ● <u>こども家庭センター</u> □ こども家庭相談係 □ 母子健康係
「こども未来部」の新設により保健福祉部から移管する。	
	○ 保育課 □ こども給付係 □ 幼保係 □ 保育施設係 ■ やはた保育所 ■ 絹保育所 ■ もみじ保育所 ■ 中久喜保育所 ■ 網戸保育所 ■ 出井保育所 ■ 間々田北保育所 ■ 城北保育所
「こども未来部」の新設により保健福祉部から移管する。「こども政策課」から「こども給付係」を移管し、こどもに係る給付・手当・助成業務を包括的に所管する。併せて幼・保・小の円滑な接続を目指し、「保育食育指導係」を「こども教育課」に移管する。また、「学童保育係」は「こども政策課」の「放課後居場所室」に移管する。	
	○ 学校支援課 □ 学校支援係 □ 食育推進係 ◆ 学校給食共同調理場11箇所
学校の予算・施設・給食に関する支援業務を一元化するため「学校支援課」を新設する。「教育総務課」から「学校支援係」を移管し、「学校教育課」から「食育推進係」を移管する。併せて、「学校給食共同調理場」を所管し、給食調理場の環境整備に取り組む。	
◎ 教育委員会 生涯学習部	
こども施策の取組みを強化するため、保健福祉部の子育て部門を教育委員会に統合し、「こども未来部」を新設することに伴い、歴史や文化・芸術、スポーツ等、生涯学習部門を分離し、政策立案機能を強化することで、生涯にわたる学びと活動の好循環を生み出す生涯学習社会の構築を目指すため「生涯学習部」を新設する。	
○ 生涯学習課 □ 生涯学習係 □ 人権教育係 □ 青少年係 ■ 生涯学習センター ■ 青少年育成指導センター ◎ 大谷公民館 □ 業務係 ◎ 間々田公民館 □ 業務係 ◎ 生井公民館 ◎ 寒川公民館 ◎ 豊田公民館 □ 業務係 ◎ 中公民館 ◎ 穂積公民館 ◎ 桑公民館	○ 生涯学習文化課 □ 生涯学習係 □ 文化振興係 ■ 生涯学習センター ◎ 大谷公民館 □ 業務係 ◎ 間々田公民館 □ 業務係 ◎ 生井公民館 ◎ 寒川公民館 ◎ 豊田公民館 □ 業務係 ◎ 中公民館 ◎ 穂積公民館 ◎ 桑公民館

令和6年度	令和7年度
☐ 業務係 ☒ 絹公民館 	☐ 業務係 ☒ 絹公民館 ☒ 車屋美術館 ☐ 業務係
「生涯学習課」を「生涯学習文化課」に名称変更し、文化芸術に関するすそ野を広げ、生涯学習を享受する機会や場の提供に関する業務を統合的に進めていくため、「文化振興課」から「文化振興係」を移管し、併せて車屋美術館を移管する。また、「人権教育係」の業務を「総務部 人権男女共同参画課」に統合するため係を廃止し、「青少年係」及び「青少年育成指導センター」を「こども未来部 青少年支援課」に移管する。	
☒ 文化振興課 ☐ 文化振興係 ☐ 歴史のまち推進係 ☐ 文化財係 ☒ 博物館 ☐ 業務係 ☒ 車屋美術館 ☐ 業務係 	☒ 文化財課 ☐ 文化財係 ☐ 歴史発信係 ☒ 博物館 ☐ 業務係
「文化振興課」を「文化財課」に名称変更し、まちづくりの核になり得る文化財の保存・活用を推進し、調査・研究活動の強化、充実を図り、歴史・文化財行政の専門性を高めるため「文化振興係」及び「車屋美術館」を「生涯学習文化課」に移管し、併せて「歴史のまち推進係」の役割を明確にするため「歴史発信係」に名称変更する。	
☒ 中央図書館 ☐ 総務係 <u>学校図書館支援担当</u> <u>図書館情報推進担当</u>	☒ 中央図書館 ☐ 総務係 <u>図書館情報推進担当</u>
業務体制の連携強化を図るため「学校図書館支援担当」を「こども未来部 こども教育課 教育研究所」に移管する。	

【参考】令和7年4月1日における組織改編対比表（全体）

令和6年度					令和7年度					備 考
組織数				320	組織数				328	
部局	課	準課	係		部局	課	準課	係		
13	79	15	213		14	83	16	215		
○ 秘書課 ☐ 秘書係 政策調整担当					○ 秘書課 ☐ 秘書係 政策調整担当					公共交通課へ移管 【組織順変更】 農政部活性化に係る業務を含む 【組織順変更】 【課新設】 【組織順変更】
◎ 総合政策部 ○ 総合政策課 ☐ 企画調整係 計画・企画調整担当 連携・協働調整担当 公共交通担当 ○ まちの魅力推進課 ☐ 情報発信係 ☐ 市民対話推進係 ☐ ふるさと応援係 ○ 田園環境都市推進課 ☐ 政策推進係 ☐ 移住定住推進係 ○ ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 ☐ ゼロカーボン推進係 ☐ 渡良瀬遊水地係 ☐ 生物多様性係 ☐ 森林政策係					◎ 総合政策部 ○ 総合政策課 ☐ 企画調整係 計画・企画調整担当 連携・協働調整担当 ○ 田園環境都市推進課 ☐ 政策推進係 ☐ 移住定住推進係 ○ 公共交通課 ☐ 交通企画係 ☐ バス推進係 ○ ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 ☐ ゼロカーボン推進係 ☐ 渡良瀬遊水地係 ☐ 生物多様性係 ☐ 森林政策係 ○ まちの魅力推進課 ☐ 情報発信係 ☐ 市民対話推進係 ☐ ふるさと応援係					
◎ 総務部 危機管理監 ○ 行政総務課 ☐ 行政総務係 ☐ 行政改革係 ☐ 法務係 ☐ 統計係 ● 文書館 ○ 職員課 ☐ 職員係 ☐ 給与厚生係 ● 職員研修所 ○ 人権・男女共同参画課 ☐ 人権推進係 ☐ 男女共同参画係 ○ 情報政策課 ☐ ICT推進係 ☐ 情報システム係 ● DX推進室 ☐ DX推進係 ○ 危機管理課 ☐ 防災企画係 ☐ 危機管理係					◎ 総務部 危機管理監 ○ 行政総務課 ☐ 行政総務係 ☐ 行政改革係 ☐ 法務係 ☐ 統計係 ● 文書館 ○ 職員課 ☐ 職員係 ☐ 給与厚生係 ● 職員研修所 ○ 人権・男女共同参画課 ☐ 人権推進係 ☐ 男女共同参画係 ○ 情報政策課 ☐ ICT推進係 ☐ 情報システム係 ● DX推進室 ☐ DX推進係 ○ 危機管理課 ☐ 防災企画係 ☐ 危機管理係					
◎ 理財部 ○ 資産経営課 ☐ 管理運用係 ☐ 公共施設マネジメント係 ○ 公共施設整備課 ☐ 施設整備係 ○ 契約検査課 ☐ 工事契約係 ☐ 物品契約係 ☐ 工事検査担当 ○ 財政課 ☐ 財政管理係 ○ 納税課 ☐ 納税管理係 ☐ 徴収支援係 ☐ 徴収対策班					◎ 理財部 ○ 資産経営課 ☐ 管理運用係 ☐ 公共施設マネジメント係 ○ 公共施設整備課 ☐ 施設整備係 ○ 契約検査課 ☐ 工事契約係 ☐ 物品契約係 ☐ 工事検査担当 ○ 財政課 ☐ 財政管理係 ○ 納税課 ☐ 納税管理係 ☐ 徴収支援係 ☐ 徴収対策班					

【参考】令和7年4月1日における組織改編対比表（全体）

令和6年度	令和7年度	備 考
○ 市民税課 □ 市税管理係 □ 市民税係 ○ 資産税課 □ 土地係 □ 家屋係	○ 市民税課 □ 市税管理係 □ 市民税係 ○ 資産税課 □ 土地係 □ 家屋係	
◎ 市民生活部 ○ 市民生活安心課 □ 市民協働係 □ 市民安全相談係 □ 交通対策係 ■ 消費生活センター ○ 国際政策課 □ 多文化共生推進係 □ 交流推進係 ○ 環境課 □ 環境保全係 ● 指定袋導入推進室 □ 資源循環推進係 □ 廃棄物対策係 ○ 市民課 □ 住民第一係 □ 住民第二係 □ 戸籍係 ◎ 小山東出張所 □ 総務係 ◎ 小山城南出張所 □ 総務係 ◎ 大谷出張所 □ 総務係 ◎ 間々田出張所 □ 総務係 ◎ 生井出張所 ◎ 寒川出張所 ◎ 豊田出張所 □ 総務係 ◎ 中出張所 ◎ 穂積出張所 ◎ 桑出張所 □ 総務係 ◎ 絹出張所 ○ 国保年金課 □ 国民健康保険係 □ 国民年金係 □ 後期高齢者医療係 □ 特定健診推進係	◎ 市民生活部 ○ 市民生活安心課 □ 市民協働係 □ 市民安全相談係 □ 交通対策係 ■ 消費生活センター ○ 国際政策課 □ 多文化共生推進係 □ 交流推進係 ○ 環境課 □ 環境保全係 ● 廃棄物対策室 □ 資源循環推進係 □ 家庭ごみ対策係 ○ 市民課 □ 住民第一係 □ 住民第二係 □ 戸籍係 ◎ 小山東出張所 □ 総務係 ◎ 小山城南出張所 □ 総務係 ◎ 大谷出張所 □ 総務係 ◎ 間々田出張所 □ 総務係 ◎ 生井出張所 ◎ 寒川出張所 ◎ 豊田出張所 □ 総務係 ◎ 中出張所 ◎ 穂積出張所 ◎ 桑出張所 □ 総務係 ◎ 絹出張所 ○ 国保年金課 □ 国民健康保険係 □ 国民年金係 □ 後期高齢者医療係 □ 特定健診推進係	【室、係名称変更】 共同水道及び浄化槽の業務を水道施設課、下水道施設課へ移管
◎ 保健福祉部 ○ 福祉総務課 □ 福祉管理係 □ 障がい福祉係 □ 障がい支援係 ● ひきこもり相談支援室 □ ひきこもり相談支援係 ○ 生活福祉課 □ 保護第一係 □ 保護第二係 □ 自立支援係 ○ こども政策課 □ こども未来係 □ こども給付係 □ 放課後こども係 ○ 子育て家庭支援課 □ 子育て支援係 ● こども家庭センター □ こども家庭相談係 □ 母子健康係 ○ 保育課 □ 幼保係 □ 保育食育指導係 □ 学童保育係 □ 保育施設係 ■ やはた保育所 ■ 絹保育所 ■ もみじ保育所 ■ 中久喜保育所 ■ 網戸保育所 ■ 出井保育所 ■ 間々田北保育所 ■ 城北保育所	◎ 保健福祉部 ○ 福祉総務課 □ 福祉管理係 □ 障がい福祉係 □ 障がい支援係 ● ひきこもり相談支援室 □ ひきこもり相談支援係 ○ 生活福祉課 □ 保護第一係 □ 保護第二係 □ 自立支援係	教育委員会へ移管

令和6年度	令和7年度	備 考
○ 高齢生きがい課 ☐ 生きがい推進係 ☐ 高齢支援係 ☐ 介護認定審査係 ☐ 地域支援係 ☐ 在宅医療介護連携係 ○ 健康増進課 ☐ 保健予防係 ☐ 健診推進係 ☐ 健康づくり推進係 ☐ 地域医療推進係	○ 高齢生きがい課 ☐ 生きがい推進係 ☐ 高齢支援係 ☐ 介護認定審査係 ☐ 地域支援係 ☐ 在宅医療介護連携係 ○ 健康増進課 ☐ 保健予防係 ☐ 健診推進係 ☐ 健康づくり推進係 ☐ 地域医療推進係	
◎ 産業観光部 ○ 農政課 ☐ 農政・食育係 ☐ 鳥獣対策係 ● 担い手・農地総合対策室 ☐ 農業振興係 ☐ 生産振興係 ☐ 環境創造型農業推進係 ○ 農村整備課 ☐ 管理指導係 ☐ 環境整備係 ☐ 農村振興係 ☐ ほ場整備係 ● 国営栃木南部地区推進室 ○ 商業観光課 ☐ 観光まちづくり係 ☐ 商業振興係 ☐ まちなか商業推進係 ○ 工業振興課 ☐ 工業振興係 ☐ 結城紬振興係 ☐ 企業誘致・工業団地開発推進係	◎ 産業観光部 ○ 農政課 ☐ 農政係 ☐ 鳥獣対策係 ● 担い手・農地総合対策室 ☐ 農業振興係 ☐ 生産振興係 ☐ 環境創造型農業推進係 ○ 農村整備課 ☐ 管理指導係 ☐ 環境整備係 ☐ 農村振興係 ☐ ほ場整備係 ● 国営栃木南部地区推進室 ○ 商業観光課 ☐ 観光まちづくり係 ☐ 商業振興係 ☐ 市街地活性係 ○ 工業振興課 ☐ 工業振興係 ☐ 結城紬振興係 ☐ 企業誘致・工業団地開発推進係	【係名称変更】 森林法に係る業務を森林政策係へ移管、地産地消に係る業務は継続 【係名称変更】 駅周辺の中心市街地活性化業務を含む
◎ 建設水道部 ○ 治水対策課 ☐ 建設総務係 ☐ 排水強化企画係 ☐ 排水強化整備第一係 ☐ 排水強化整備第二係 ○ 道路課 ☐ 管理用地係 ☐ 整備第一係 ☐ 整備第二係 ☐ 保全維持係 ○ 建築課 ☐ 住宅管理係 ☐ 建築第一係 ☐ 建築第二係 ☐ 設備係 ○ 上下水道総務課 ☐ 総務係 ☐ 経理係 ☐ 営業推進係 ○ 上下水道施設課 ☐ 計画係 ☐ 水道工務係 ☐ 水道施設係 ☐ 下水道工務係 ☐ 下水道施設係	◎ 建設水道部 ○ 治水対策課 ☐ 建設総務係 ☐ 排水強化企画係 ☐ 排水強化整備第一係 ☐ 排水強化整備第二係 ○ 道路課 ☐ 管理用地係 ☐ 整備第一係 ☐ 整備第二係 ☐ 保全維持係 ○ 建築課 ☐ 住宅管理係 ☐ 建築第一係 ☐ 建築第二係 ☐ 設備係 ○ 上下水道総務課 ☐ 総務係 ☐ 経理係 ☐ 営業推進係 ○ 水道施設課 ☐ 水道計画係 ☐ 水道工務係 ☐ 水道施設係 ☐ 民有水道係 ○ 下水道施設課 ☐ 下水道計画係 ☐ 下水道工務係 ☐ 下水道施設係 ☐ 浄化槽係	【課分割】 公共水道以外の新規水道及び既設水道の届出に関する受付処理業務 簡易専用水道等の検査・維持管理指導、共同水道組合支援業務等 合併浄化槽設置に関する補助金業務、浄化槽の適正な維持管理に関する指導及び法定検査の啓発及び受検促進業務等
◎ 都市整備部 ○ 都市計画課 ☐ 都市政策係 ☐ 事業推進係 ☐ 開発指導係 ☐ 新交通・バス推進係 ○ まちづくり推進課 ☐ まちづくり推進係 ☐ まちなか再生推進係 ☐ 再開発推進係 ○ 市街地整備課 ☐ 思川西部・栗宮地区支援係 ☐ 東部地区支援係	◎ 都市整備部 ○ 都市計画課 ☐ 都市政策係 ☐ 事業推進係 ☐ 開発指導係 ○ まちづくり推進課 ☐ まちづくり推進係 ☐ まちなか再生推進係 ☐ 再開発推進係 ○ 市街地整備課 ☐ 思川西部・栗宮地区支援係 ☐ 東部地区支援係	総合政策部公共交通課へ移管

【参考】令和7年4月1日における組織改編対比表（全体）

令和6年度	令和7年度	備 考
☐ 粟宮新都心推進係 ☐ 地籍対策係 ○ 公園緑地課 ☐ 緑化推進係 ☐ 公園整備係 ☐ 公園管理係 ○ 建築指導課 ☐ 建築指導係 ☐ 審査係 ☐ 空き家対策係	☐ 粟宮新都心推進係 ☐ 地籍対策係 ○ 公園緑地課 ☐ 緑化推進係 ☐ 公園整備係 ☐ 公園管理係 ○ 建築指導課 ☐ 建築指導係 ☐ 審査係 ☐ 空き家対策係	
会計管理者 ○ 出納室 ☐ 審査係 ☐ 出納係	会計管理者 ○ 出納室 ☐ 審査係 ☐ 出納係	
◎ 議会事務局 ○ 議事課 ☐ 庶務係 ☐ 議事調査係	◎ 議会事務局 ○ 議事課 ☐ 議会総務係 ☐ 議事調査係	【係名称変更】
◎ 教育委員会 ○ 教育総務課 ☐ 総務政策係 ☐ 教育政策係 ☐ 学校適正配置推進係 ☐ 学校支援係 ● 乙女・網戸小学校統合準備室	◎ 教育委員会 子ども未来部 ○ 子ども政策課 ☐ こども企画係 ☐ 教育政策係 ☐ 学校適正配置推進係 ● 放課後居場所室 ☐ 放課後こども係 ☐ 学童保育係 ○ こども教育課 ☐ 管理係 ☐ 教育指導係 ☐ 保育指導係 ◎ 教育研究所 ☐ 教育研究係 学校図書館支援担当 ◆ 小学校23校 ◆ 中学校10校 ◆ 義務教育学校1校	両部、他部局との調整 教育委員会秘書業務 【部新設】 こども政策企画、放課後の居場所づくり事業 教育政策、学校適正配置 令和6年度に引き続き、こども政策課において事業を継続 各種教育機関の指導・監督・管理 教職員の服務監督・人事 幼稚園係：兼務継続として係は削除 保育所の指導・給食 R7.3月網戸小学校閉校
○ 青少年支援課 ☐ 青少年支援係 ■ 青少年育成指導センター ● いじめ対策・不登校支援室 ☐ 児童生徒指導係	○ 子育て家庭支援課 ☐ 子育て支援係 ● こども家庭センター ☐ こども家庭相談係 ☐ 母子健康係	高等教育機関との連携 青少年対策 児童生徒指導、学籍、学校保健 こども・子育てに関する相談支援 女性相談 母子保健
○ 保育課 ☐ こども給付係 ☐ 幼保係 ☐ 保育施設係 ■ やはた保育所 ■ 絹保育所 ■ もみじ保育所 ■ 中久喜保育所 ■ 網戸保育所 ■ 出井保育所 ■ 間々田北保育所 ■ 城北保育所	○ 学校支援課 ☐ 学校支援係 ☐ 食育推進係 ◆ 学校給食共同調理場11箇所	こどもに係る給付・手当・助成 教育保育施設の利用 保育所 施設に関する所管課支援・助言 学校予算、学校の給食

【参考】令和7年4月1日における組織改編対比表（全体）

令和6年度	令和7年度	備 考
○ 生涯学習課 □ 生涯学習係 □ 人権教育係 □ 青少年係 ■ 生涯学習センター ■ 青少年育成指導センター ◎ 大谷公民館 □ 業務係 ◎ 間々田公民館 □ 業務係 ◎ 生井公民館 ◎ 寒川公民館 ◎ 豊田公民館 □ 業務係 ◎ 中公民館 ◎ 穂積公民館 ◎ 桑公民館 □ 業務係 ◎ 絹公民館 ○ 文化振興課 □ 文化振興係 □ 歴史のまち推進係 □ 文化財係 ◎ 博物館 □ 業務係 ◎ 車屋美術館 □ 業務係 ○ 生涯スポーツ課 □ スポーツ振興係 □ 施設管理係 ○ 中央図書館 □ 総務係 学校図書館支援担当 図書館情報推進担当 ◎ 監査委員事務局 □ 監査係 公平委員会 ■ 書記 選挙管理委員会 ■ 書記 （書記次長を含む） 固定資産評価審査委員会 ■ 書記 ◎ 農業委員会事務局 □ 農地調整係 □ 農政対策係 □ 農地利用最適化推進係	◎ 教育委員会 生涯学習部 ○ 生涯学習文化課 □ 生涯学習係 □ 文化振興係 ■ 生涯学習センター ◎ 大谷公民館 □ 業務係 ◎ 間々田公民館 □ 業務係 ◎ 生井公民館 ◎ 寒川公民館 ◎ 豊田公民館 □ 業務係 ◎ 中公民館 ◎ 穂積公民館 ◎ 桑公民館 □ 業務係 ◎ 絹公民館 ◎ 車屋美術館 □ 業務係 ○ 文化財課 □ 文化財係 □ 歴史発信係 ◎ 博物館 □ 業務係 ○ 生涯スポーツ課 □ スポーツ振興係 □ 施設管理係 ○ 中央図書館 □ 総務係 図書館情報推進担当 ◎ 監査委員事務局 □ 監査係 公平委員会 ■ 書記 選挙管理委員会 ■ 書記 （書記次長を含む） 固定資産評価審査委員会 ■ 書記 ◎ 農業委員会事務局 □ 農地調整係 □ 農政対策係 □ 農地利用最適化推進係	【部新設】 生涯学習、社会教育、教育委員会内における人権教育、文化芸術の振興等 人権教育に係る業務を人権男女共同参画課へ統合 青少年支援課へ青少年支援業務を移管 【課名称変更】 文化財の保存・活用・調査 歴史・文化施策の充実 教育研究所へ移管

【参考】令和7年4月1日における組織改編対比表（全体）

令和6年度	令和7年度	備 考
◎ 消防本部（消防長） ○ 消防総務課 □ 庶務係 □ 経理係 ○ 地域消防課 □ 地域係 □ 消防団係 ○ 予防課 □ 予防係 □ 保安係 ○ 警防課 □ 通信第一係 □ 通信第二係 □ 警防係 ○ 消防署 副署長 □ 指揮調査第一係 □ 指揮調査第二係 □ 指導第一係 □ 指導第二係 □ 消防第一係 □ 消防第二係 □ 救急第一係 □ 救急第二係 ● 間々田分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 桑分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 豊田分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 大谷分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 野木分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 絹分遣所 □ 第一係 □ 第二係	◎ 消防本部（消防長） ○ 消防総務課 □ 庶務係 □ 経理係 ○ 地域消防課 □ 地域係 □ 消防団係 ○ 予防課 □ 予防係 □ 保安係 ○ 警防課 □ 通信第一係 □ 通信第二係 □ 警防係 ○ 消防署 副署長 □ 指揮調査第一係 □ 指揮調査第二係 □ 指導第一係 □ 指導第二係 □ 消防第一係 □ 消防第二係 □ 救急第一係 □ 救急第二係 ● 間々田分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 桑分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 豊田分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 大谷分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 野木分署 □ 第一係 □ 第二係 ● 絹分遣所 □ 第一係 □ 第二係	

記者会見資料

1 件 名

「網戸小学校閉校記念式」および「乙女小・網戸小学校統合記念式」の開催について

2 趣 旨

令和6年度をもって小山市立網戸小学校が閉校し、令和7年度より網戸小学校と乙女小学校が統合して、新生「乙女小学校」がスタートします。2校の統合は、学校適正配置等の趣旨に基づき、未来のまちづくりに関わる若い世代が様々な集団活動を通して、より多くのことを経験しながら互いに高め、磨き合い、人間性豊かでたくましく成長していける好機であると考えています。

網戸小学校は2月にグランドフィナーレを飾る思い出深い「閉校記念式」を挙行する予定です。「乙女小・網戸小学校統合記念式」は、新年度第1学期始業式前の時間を活用して執り行い、2校が統合して新しい学校になることを児童、教職員、来賓、設置者らで共に祝います。

3 内 容

「網戸小学校閉校記念式」

- (1) 日 時 2月15日(土) 10:00～10:30
- (2) 会 場 小山市立網戸小学校 屋内運動場(網戸1514)
- (3) 記念行事 ブラスバンドによる児童参加型演奏(10:50～11:35)
- (4) その他
 - ① 閉校記念行事として実施した「世界一大きな絵」の展示
 - ・全児童と教職員で1m×5mの5枚の布に「いのち」をテーマに絵を描き、地域住民で組織する閉校準備委員会のメンバーが縫い合わせ、5m×5mの大きな絵に仕上げたもの。
 - ・NPO法人アース・アイデンティティー・プロジェクトによるプロジェクトで、世界中の子どもたちが描いた絵をつなぎ合わせ、一枚の「世界一大きな絵」を作ることを目的としたもの。
 - ・制作された絵は、5月18日に沖縄県糸満市の平和祈念公園における「世界一大きな絵 EXPO2025」の完成式のキックオフイベントで、他の都道府県の絵や海外から寄せられた絵とつなげられ、完成。8月18日から22日までの間、大阪万博のイベント会場で、各都道府県からの絵は順次展示され、同校の絵は8月22日に展示される予定。
 - ② 地域住民の希望者の参列もあり

「乙女小・網戸小学校統合記念式」

- (1) 日 時 4月8日（火） 8：30～9：00
- (2) 会 場 小山市立乙女小学校 屋内運動場（乙女1954）
- (3) その他 式典の最後に「統合記念くす玉オープン」を教育長、学校長、
代表児童で行います。

担当：教育委員会 教育総務課 乙女・網戸小学校統合準備室

電話：0285-45-0100

記者会見資料

1 件 名

小山評定ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の令和６年度寄附受入状況
およびＪＲ東日本提供による新規体験型返礼品について

2 内 容

令和６年度の小山評定ふるさと応援寄附金について、１２月末現在で５０億円を突破、過去最高寄附額となり、年度末の寄附金額は５８億円を見込んでおります。また、この度、小山市とＪＲ東日本大宮支社で連携し、小山新幹線車両センターでの新幹線車両の撮影会を体験型の返礼品として新たに提供することとなりました。

今後も、小山市を応援したいという全国の皆様からの寄附金を各種事業の財源とすることで、より良い市政運営を目指すとともに、地域活性化や交流人口・関係人口の創出に寄与する返礼品のさらなる拡充に努めてまいります。

(1) 令和６年度寄附受入状況（１２月末時点）について

寄附受入件数	寄附受入金額
３５０，５５２件（１．２６倍）	５，１２３，５５６千円（１．４３倍）

※（）内は前年度同時点比

寄附者による寄附金の使途指定の割合（上位）（１２月末時点）

寄附金の使途指定事業		指定割合
１	子どもの健全育成と子育て支援	４１．４％
２	自然環境の保全と地球温暖化対策	４．９％
３	住みよいまちづくり	４．６％

（使途指定なし ３７．１％）

主な返礼品の割合（１２月末時点）

返礼品		寄附件数に占める割合
１	紙製品（ティッシュ、トイレットペーパー）	９６．４％
２	果物（いちご、梨、ブルーベリー等）	０．８％
３	寝具	０．７％

参考) 寄附額の推移

年 度	寄附件数	寄附金額
令和2年度	44,551件	705,643千円
令和3年度	78,281件	1,097,944千円
令和4年度	270,608件	3,231,188千円
令和5年度	321,891件	4,140,236千円
令和6年度(見込額)	400,000件	5,800,000千円

(2) JR東日本提供による新規体験型返礼品について

「小山市×JR東日本 新幹線撮影会 in 小山新幹線車両センター」

- ① 開催日時 3月20日(木・祝) 13:40~17:00
- ② 会 場 小山新幹線車両センター構内(喜沢561-1)
- ③ 募集定員 20名 ※18歳以上
- ④ 寄附金額 45,000円
- ⑤ 内 容 秋田新幹線「こまち」などで活躍しているE6系新幹線車両と
山形新幹線「つばさ」などで活躍しているE8系新幹線車両の
撮影会
- ⑥ 申込方法 2月3日(月)10:00から、JRE MALL ふるさと納税
サイト小山市ページにて寄附受付開始
※JRE MALLの会員登録が必要
- ⑦ そ の 他 同日午前中の開催枠をJRE MALL 大宮支社店にて販売
※詳細は別紙資料参照

(3) その他

令和6年12月19日(木)から、新規ポータルサイトとして、「Amazon
ふるさと納税」を導入しました。12月末時点で、846万9千円の寄附が
ありました。

担当：総合政策部 まちの魅力推進課

電話：0285-22-9356

※別紙資料あり



2025 年 1 月 30 日
小 山 市
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

小山市×JR 東日本 初の JRE MALL ふるさと納税オリジナル返礼品 「E6 系・E8 系新幹線撮影会」を開催します！

小山市とJR東日本大宮支社では、秋田新幹線「こまち」などで活躍している E6 系新幹線車両と山形新幹線「つばさ」などで活躍している E8 系新幹線車両を小山新幹線車両センター（栃木県小山市）で撮影できる商品を JRE MALL ふるさと納税オリジナル返礼品として初めてご用意するほか、販売商品としてもご用意します。

屋外の留置線に展示した E6 系・E8 系新幹線車両が並ぶ姿をはじめ、通常の営業運転では表示しない行先表示を撮影いただけるほか、小山新幹線車両センター構内を走行する様子や、車両洗浄装置を通過する様子も撮影いただけます。

是非この機会に小山新幹線車両センターで、E6 系・E8 系新幹線車両を思う存分撮影してみたいかがでしょうか。



E6 系新幹線



E8 系新幹線



車両洗浄装置

『E6 系&E8 系新幹線撮影会 in 小山新幹線車両センター』

1 商品概要

(1) 開催日時

- ① 販売商品枠 2025 年 3 月 20 日（木・祝） 9 時 00 分～12 時 20 分
- ② ふるさと納税枠 2025 年 3 月 20 日（木・祝） 13 時 40 分～17 時 00 分

(2) 会 場

JR 東日本 小山新幹線車両センター 栃木県小山市喜沢 561-1

※小山駅から会場までの送迎はございません。

※ご来場の際は公共交通機関または自家用車等をご利用ください。

※小山駅・小金井駅から運行している、小山市コミュニティバス「おーバス」のバス停「喜沢分岐点北」から徒歩5分、「静林幼稚園」から徒歩8分です。

※弊社施設内の駐車場・駐輪場をご利用いただけます。

(3) 内 容

【販売商品・ふるさと納税返礼品共通内容】

① E6系・E8系新幹線車両の撮影

屋外の留置線に展示しているE6系及びE8系新幹線車両各1編成が並ぶ姿を撮影できます。

② E6系・E8系新幹線車両の側面行先表示器の撮影

撮影時間の途中で、行先表示を切り替えます。

③ E6系新幹線車両が車両センター構内を走行する様子及び車両洗浄装置を通過する様子の撮影

④ E8系新幹線車両の撮影

③の構内運転終了後、留置線にてE8系新幹線車両を単体で撮影できます。



留置線撮影

※E5系の撮影はできません

【ふるさと納税返礼品限定内容】

⑤ E6系新幹線車両の撮影

検査庫内入口にてE6系新幹線車両を前面から撮影できます。

⑥ E6系新幹線車両のドア部分にある乗降用ステップ動作の撮影

留置線にて車両のドア下部に設置されているお客さま乗降用ステップの開閉動作を撮影できます。

(4) 販売価格

① 販売商品 お一人さま 販売価格 13,000 円（税込）

② ふるさと納税 お一人さま 寄付金額 45,000 円

(5) 募集人数

各回 20 名

※対象年齢は 18 歳以上とさせていただきます。

2 販売方法

(1) 申込期間

① 販売商品 2025 年 2 月 7 日（金）10 時 00 分～

② ふるさと納税 2025 年 2 月 3 日（月）10 時 00 分～3 月 2 日（日）23 時 59 分

※いずれも定員になり次第終了

(2) 販売サイト

① 販売商品

JRE MALL チケット 大宮支社店にて販売

<https://event.jreast.co.jp/shop/detail/a005>

② ふるさと納税

JRE MALL ふるさと納税サイト小山市ページにて寄付を受付します。

<https://furusato.jreast.co.jp/furusato/municipality/detail/f669>

※いずれも JRE MALL の会員登録が必要です

3 その他注意事項

- (1) 荒天等の自然災害や大規模輸送障害が発生した場合は、イベントの中止、または内容に変更が生じる場合がございます。なお、ふるさと納税枠の中止の場合のみ、予備日として 2025 年度下期に類似イベントの開催を予定しております。
- (2) 足元の悪い箇所がございますので、履きなれた靴でご参加いただき、ヒールやスカート等の服装はお控えください。
- (3) 雨天時は合羽等の雨具をご用意ください。傘は使用不可です。
- (4) 一脚・三脚（180cm まで）および脚立（2 段まで）の使用は可能です。ただし、持ち上げての撮影は禁止とします。また、留置線にある設備等や自撮り棒のご使用できません。
- (5) 貴重品の管理には十分ご注意ください。
- (6) 咳、発熱等の症状がある方、体調がすぐれない方は、参加をご遠慮ください。
- (7) お客さまご自身でもこまめな手指消毒等のご協力をお願いします。
- (8) お客さま都合によるキャンセルはできません。

【参考】

■栃木県小山市について

関東平野のほぼ中央、栃木県の南部に位置する小山市。市街地の周辺部には田園風景が広がり、コウノトリが定着・繁殖したラムサール条約湿地である「渡良瀬遊水地」をはじめとする豊かな自然と、数多くの歴史的・文化的遺産を有し、農業・工業・商業の調和のとれたまちとして発展しています。

■JRE MALL ふるさと納税について (<https://furusato.jreast.co.jp/furusato>)

ふるさと納税を通じて地域の皆さまと連携しながら、多くの方へ魅力を発信する JR 東日本が運営するふるさと納税サイトです。

※本リリースに掲載の内容等は、状況により予告なく中止、変更となる場合があります。

※本リリースの画像はすべてイメージです。

【報道機関お問い合わせ先】

(小山市・ふるさと納税に関するお問い合わせ)

小山市役所 まちの魅力推進課 TEL：0285-22-9356

(返礼品・取材に関するお問い合わせ)

東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 広報室 TEL：048-642-7420

※現地での取材をご希望される場合は、取材希望日の 2 日前（土日祝を除く）までに JR へお申し込みください。
都合により取材日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

小山市 LINE 公式アカウントリニューアル

小山市 LINE 公式アカウントは令和3年4月から運用してきましたが、この度、情報発信の強化および利便性の向上を図るため、拡張システムを導入しリニューアルを実施いたしました。

- (1) リニューアル公開日
1月29日（水）

(2) 主な内容

① セグメント配信の導入

友だち登録者が年代・性別などの属性や配信を希望するカテゴリを登録し、配信時にターゲットを絞って配信することで、登録者は自らが希望する情報のみを受信できるようになります。なお、セグメントは以下のとおりで、登録者自身による受信設定が必要です。

(ア) 年代（10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上・回答なし）

(イ) 性別（男性・女性・その他・回答なし）

(ウ) お住まいの地域（市内・市外・回答なし）

(エ) 配信を希望する情報

○全て ○くらし・手続き ○子育て・教育 ○健康・福祉・介護

○産業・しごと ○観光 ○文化・スポーツ・生涯学習

○イベント情報 ○広報おやま

○小山市安全安心情報メール（気象・災害情報、防犯情報、子ども見守り情報、交通安全情報、おーバス運行状況、お知らせ）

② リッチメニューの刷新

トーク画面下部に表示されるリッチメニューをタブで切り替えられるようにし、各種ページにアクセスしやすくなります。

③ 小山市安全安心情報メールとの連携

市民生活安心課が運用している小山市安全安心情報メールの内容が LINE に転送されるようになります。小山市安全安心情報メールは6カテゴリに分かれています。個別に受信設定することも可能です。

担当：総合政策部 まちの魅力推進課

電話：0285-22-9353



小山市

LINE 公式アカウント

リニューアルしました！

①欲しい情報を選ぶように！

配信を希望する情報のカテゴリをあらかじめ選択することで、欲しい情報のみを受信できるようになりました。

※既に友だち登録している方は、改めて設定いただく必要があります

②各種ページへ簡単アクセス！

トーク画面下部に表示されているリッチメニューが3つのタブで切り替え表示できるようになり、様々な手続きや講座の申込みができる「小山市電子申請システム」や、窓口の混雑状況等がわかる「窓口情報案内」などの各種ページへ簡単にアクセスできるようになりました。

③安全安心情報メールがLINEで届く！

市民の皆さまの安全で安心な生活を確保するため、気象・災害情報や防犯、子ども見守り情報などをお送りしている「小山市安全安心情報メール」の内容が小山市LINE公式アカウントからも配信されるようになりました。

※受信設定で配信を希望する方のみ



友だち登録はこちらから！

LINEの「友だち追加」から右の二次元コードをスキャンするか「@oyamacity」と検索してください。



もやししかないごみの指定ごみ袋制度に関する案内の全戸配布

小山広域保健衛生組合管内（小山市・下野市・野木町）では、限りある資源の循環促進と地球温暖化の原因となる温室効果ガスの抑制を目的として、令和6年10月から「もやししかないごみ」（可燃ごみ）の指定ごみ袋制度を導入したところです。

このたび、半年間の移行期間を経て、令和7年4月から、もやししかないごみの排出時に指定ごみ袋の使用が義務化されることになります。

これまで自治会向けの説明会や、広報、店舗や公共施設等へのポスター掲示等の啓発を実施してきましたが、指定ごみ袋制度の完全実施に向け、自治会未加入者や外国籍の方を含めた住民の方への啓発の一環として、郵便局の配送サービスのタウンプラスを活用し啓発資料を全戸配布するものです。

配布時期 2月中旬から

配布先 市内全戸78,636戸

配布物 別紙資料（2種類）のとおり

- ・ 小山市にお住いのみなさまへ大切なお知らせ
- ・ 指定ごみ袋制度についてのお知らせ（やさしい日本語版・英語版）

なお、指定ごみ袋の使用を契機として分別の徹底による「もやししかないごみ」の減量化を図ることから、分別により増加が見込まれる可燃系資源（紙・布類）の回収頻度を4月から月2回（これまでは月1回）に増やします。

また、分別冊子およびごみカレンダーを改訂し、分別冊子は広報おやま2月号、ごみカレンダーは広報おやま3月号と同時に配布します。

担当：市民生活部 環境課

電話：0285-22-9286

小山市にお住いのみなさまへ大切なお知らせ

令和7(2025)年4月から「もやすしかないごみ」の

指定ごみ袋が必須になります

これは

「もやすしかないごみ」(可燃ごみ)を

捨てる際に市指定のごみ袋を使用していただく制度です。



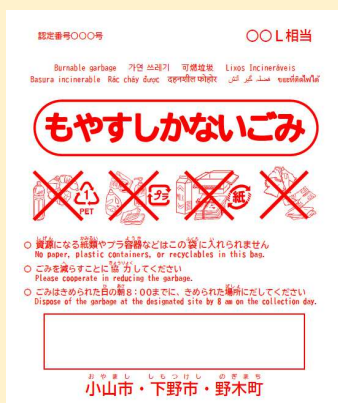
▼対象は「もやすしかないごみ」(可燃ごみ)のみです。

▼指定ごみ袋を使わない場合は違反ごみとなるため回収できません。

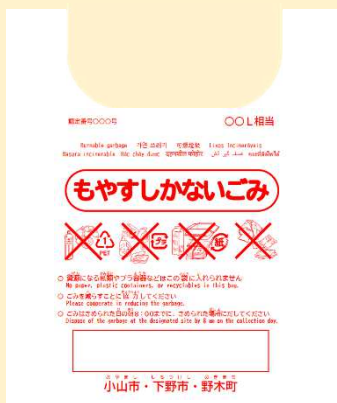


販売している指定ごみ袋

平型



U字型



形状:平型、U字型

容量:4サイズ

15ℓ

30ℓ

45ℓ

70ℓ

厚みも複数種類あります

指定ごみ袋の
仕様詳細



小山市・下野市・野木町、共通デザインです

販売店舗

店舗により販売している袋のサイズ・形・厚さ・値段は異なります。
各店舗にお問合せください。

令和6年12月27日現在

スーパー・ディスカウントストア

イオン・オータニ・カスミ・かましん・ジョイ
フーズ・たいらや・トライアル・とりせん・ベ
イシア・マルエツ・ヤオコー・ヨークベニマル

ドラッグストア

アイコイチ・ウエルシア・カワチ薬品・
クスリのアオキ・ツルハドラッグ・
トライウェル・ドラッグストアクラモチ・
ドラッグストアコスモス・マツモトキヨシ

ホームセンター

カインズ・カンセキ・ジョイフル本田
(JOYHON)・DCM(ケーヨーデイツー)
ナフコ・ビバホーム・山新・ロイヤルホーム
センター

コンビニエンスストア

セブンイレブン^{注1}・デイリー
ヤマザキ・ローソン

ECサイト

ASKUL・Yahoo・楽天^{注2}・
LOHACO

その他

キッチンヒョードー

注1:一部店舗のみ取り扱い

注2:主に事業者向けのまとめ売り(12月27日時点)



販売店舗の
最新情報



【裏面】指定ごみ袋制度に関するQ&A⇒

現状、「もやししかないごみ」には約20%の資源物（リサイクル可能な紙類やプラスチック製容器包装）が含まれています。正しく分別するだけでも「もやししかないごみ」は減らせます。「もやししかないごみ」を減らすことで、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑制できます。指定ごみ袋の利用をきっかけに今一度、

「もやししかないごみ」の減量にご協力をお願いします

Q 小さいサイズの袋がほしい
現在あるサイズより小さいものを販売すると袋単価が高くなるため、現時点では袋サイズを4種類にしております。

Q これまで使っている袋が余ってしまうのですが？

A 指定袋で出していただく必要があるのは「もやししかないごみ」（可燃ごみ）のみです。既存の袋は他の種類のごみを排出する際にご活用ください。

Q 分別はどうなりますか？
分別についてはこれまでと変更ありません。紙類やプラ容器などの資源物は入れずに「もやししかないごみ」だけお出してください。

Q 違反ごみとして収集所に残されてしまった場合はどのようにすればいいですか？

A 違反ごみは1週間程度収集所に置いたままにしてください。（排出者に持ち帰ってもらうため）
1週間たっても残されている場合は、廃棄物減量等推進員等にご相談ください。

Q 「もやししかないごみ」の中にプラ容器や紙類をいれると違反ごみとして回収されないのでしょうか？

A 分別することによって、「もやししかないごみ」の減量を図っています。できるだけ分別をお願いします。
分別の程度によっては、違反ごみ扱いになる可能性もあるため、ご注意ください。

❖❖❖ 収集所について ❖❖❖

各地域に設置している「ごみ収集所」は自治会に管理等をお願いしておりますので、お使いになる収集所の場所は各自治会にてご確認ください。自治会等に参加されていない場合でも、自治会にご相談の上利用するようお願いいたします。

利用上の注意点

- ・ごみ分別のルールを守りましょう
- ・必ず決められた収集所を利用しましょう
- ・収集日と出す時間を必ず守りましょう

出す時間は、午前8時までです

収集日を間違えたり出す時間が遅れた場合、ごみが収集されず残されてしまいます。その日のごみの量、交通状況によって収集時間は変わります。

資源・ごみ分別アプリ **さんあ〜る**[®]

さんあ〜るを使用すると分別方法や、ご自身の地域の収集日などがカレンダー形式で確認できます。ぜひご活用ください。

紙面での閲覧をご希望の方には分別に関する冊子を市役所環境課またはお近くの出張所にて配布しています。



さんあ〜るの詳細、
ダウンロードはこちらから

指定ごみ袋制度に ついての お知らせ

令和7(2025)年4月からは

もやすしかないごみ(燃やすごみ)を 捨てる時は

指定ごみ袋<=小山市が決めたごみ袋>を 使ってください

袋のデザイン



かたち しかく と て
形:四角 または 取っ手つき

おお
大きさ:15ℓ,30ℓ,45ℓ,70ℓ

してい ぶくろ か
指定ごみ袋を買うことができます

みせ
るお店

スーパーマーケット、
ドラッグストア、ホームセンター、
コンビニエンスストア など
か
買うことができます。

か
買うことができるお店の情報 ⇒



れいわ ねん がつ 1 日 ち
令和7(2025)年 4月1日から、「もやすしかないごみ」は

してい ぶくろ も
指定ごみ袋 に入れて 捨てないと、持っていきません。

プラスチック容器 や燃えないごみ、有害ごみは 今までの袋を 使う
ことが できます。

してい ぶくろ お や ま し
指定ごみ袋について、わからないときは、小山市の
ウェブサイトを見てください。



お や ま し や く し ょ か ん き ょ う か してい ぶくろ どう に ゆ う す い し ん し つ
小山市役所 環境課 指定袋導入推進室

TEL 0285-22-9286・9276 E-mail: d-kankyo@city.oyama.tochigi.jp

Notice Regarding the Designated Garbage Bag System

From in April 2025 (Reiwa 7)

Please use Designated Garbage Bags (implemented by Oyama City) when disposing of burnable garbage.

Bag Design



Shape : Square or With handles

Size: 15ℓ, 30ℓ, 45ℓ, 70ℓ

Where to purchase the designated garbage bags

Supermarket, drugstores, home centers, and convenience stores, etc.

For stores information ⇒



From 1 April 2025, “Burnable Garbage” will not be collected unless it is in a designated garbage bag.

Plastic containers, non-burnable garbage, and hazardous waste can still be disposed of using the same bags as before.

For any questions regarding the designated garbage bag, please check the Oyama City website.



Designated Garbage Bags Promotion Office, Local Environment Div. Oyama City Hall
TEL 0285-22-9286・9276 E-mail: d-kankyo@city.oyama.tochigi.jp



ここでしか味わえない貴重な体験！ 現役の東光高岳専用線路を

レールバイク 線路を走ろう！

※写真はイメージです

お申し込み方法

募集期間：2025年2月5日(水)10:00～2月14日(金)15:00

小山市HP記載の専用フォームの内容に沿って必要事項の入力をお願いいたします。

※当選者のみ2月18日までにご連絡いたします。

キャンセル待ちについて：キャンセルが出た場合のみ、お申込みいただいた方の中からご連絡いたします。

ご予約について

- ・抽選にてお申込みいただけます。・お申込みについては、小山市HP記載の専用フォームの内容に沿って必要事項の入力をお願いいたします。
- ・抽選申し込み期間：2025年2月5日(10:00)～2月14日(15:00)まで 2月18日18:00までに当選者にメールにてご連絡いたします。
- ・個別の当落についてはお答えいたしかねます。・登録時に予約時間をお選びください。回答後の時間の変更はできません。
- ・お申し込み時に同行者情報をご入力ください。・お申し込み後の同行者の変更はできませんのでご注意ください。

予約時間

・ 9:30 ・ 10:00 ・ 10:30 ・ 11:00 ・ 11:30 ・ 13:30 ・ 14:00 ・ 14:30 ・ 15:00 ・ 15:30

行程表

集合時間：ご予約時間の30分前

集合場所：(株)東光高岳西事務所 栃木県小山市出井771

1グループ普通車1台無料にて駐車場をご用意いたします。※駐車場利用のトラブル等の責任は、一切負いかねます。

公共交通機関でお越しの際は、JR小山駅よりおバス(高岳線)東光高岳北停留所(徒歩約3分)をご利用ください。

(株)東光高岳西事務所 出発 徒歩 約5分 ・ ・ 激レアディーゼル機関車見学 徒歩 約15分 ・ ・ 引き込み線レールバイク (往復約2キロ) 徒歩 約30分 ※説明準備時間含む (株)東光高岳西事務所 到着後、解散 徒歩 約5分

※写真はイメージです



※ディーゼル機関車は動きません。
外観よりご見学いただけます。(行程内に含まれていません)
※シキ車は連結しておりません。

実施日

2025年 3 月 1 日 土

【日帰り】

旅行代金：1,900円(おひとり様)※大人こども同額

募集人員：各回2～3名(抽選)※1台を2名以上3名までの利用となります。2名以上でお申込みください。

最少催行人員：各回2名 食事条件：なし

添乗員：同行いたしません。現地係員がご案内いたします。

【旅行企画・実施】

東武トップツアーズ株式会社 宇都宮支店

〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通2-1-1 メットライフ宇都宮スクエア5階
(平日/9:30～17:30)

TEL: 050-9001-8727

【事業企画】小山市・(一社)小山市観光協会

【企画協力】(株)東光高岳 古河電工(株) NPO法人神岡・町づくりネットワーク TRAIL LOVERS

本ツアーはモニターツアーとしてご参加いただき、皆様の貴重なご意見・ご感想をお聞かせください。

- ・本ツアーは、小山市より補助を受けております。
- ・ツアー中、随時写真撮影をさせていただきます。
- ・ツアー中アンケート（A4 サイズ 2 枚程度）に記入をお願いします。
- ・行程中、お手洗いはご利用出来ません。ご了承ください。
- ・自転車を漕げるのは身長 145cm 以上の方、観覧シートは 1 人で座ることができれば乗車可能。また小中学生の参加の際は 18 歳以上の保護者の同伴をお願い致します。
- ・行程中撮影、録音、SNS 等への投稿をお断りする場合がございます。
- ・ご参加中、ヘルメットの着用をお願い致します。（ヘルメットはご用意いたします。）
- ・この旅行には、全参加者に対して次の内容の保険を当社がサービス付保しております。
国内旅行傷害保険（集合・解散タイプ）
死亡・後遺障害保険金額：1,500 万円、入院保険金日額：5,200 円、
手術保険金（入院保険金日額の 10 倍「入院中の手術」または 5 倍「入院中以外の手術」）の額、
通院保険金日額：3,200 円、賠償責任保険金額免責金額：2,000 万円（自己負担額）0 円
- ・予約時間の 30 分前までに現地の受付をお済ませください。
- ・予約時間を過ぎますと参加いただけませんのでご注意ください。（ご返金はありません）
- ・雨天時も開催いたします。ただし、大雨や落雷により運行が困難または危険と事務局が判断した場合には、その便やそれ以降の便の運行を中止とさせて頂くことがあります。中止の決定をした時点で、代表者へ電話にてご連絡いたします。
- ・上記のほか、不測の状況によりイベントを中止することがあります。予めご了承ください。
- ・レールバイク乗車中傘の利用はできませんので雨具をご用意ください。
- ・1 台につき最大 3 名様までご乗車いただけます。※安全のため 1 名様でのご参加はいただけません。
- ・身長が 145cm 未満の方は自転車をこげません。観覧シートにお座りください。
- ・自転車をこぐ小中学生は、必ず 18 歳以上の保護者とペアを組んでください。
- ・観覧シートの定員は大人・小人問わず、1 人です。
- ・お子様を抱っこ・おんぶをしてお乗車いただけません。
- ・妊娠中の方のご乗車は、自転車・観覧シートのどちらの場合でも、また時期に関係なく、一切ご遠慮頂いております。
- ・心肺機能に疾患・不安のある方は極力自転車をこぐことは避け、観覧シートにご乗車ください。また、緊急時に速やかな対応をとれるよう、予めご予約時にお伝えください。
- ・酒気帯び、飲酒でご参加はいただけません。
- ・自転車に乗れる服装をお願いします。（ビーチサンダルやヒールのある靴は不可。スカートや裾の広いズボンは、お避け下さい）
- ・雨の日などはレールの鉄サビ等で洋服の汚れる場合がございますので、雨具をご用意ください。
- ・走行中はヘルメットをかぶってください。こちらでご用意しますが、使い回しの気になる方は持参も可能です。
- ・安全な運営実施のため、お身体の不自由な方が参加される場合は、必ず予約時にお知らせください。

【ご旅行条件書(要約)】

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は、東武トップツアーズ株式会社宇都宮支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面（クーポン類または最終日程表）ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. お申し込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) お申込みの時点では旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (3) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. お申込金（お1人様につき） 旅行代金全額をお支払いください。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食代等およびその消費税等諸税相当額が含まれています。これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。

4. 旅行契約の解除

- (1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目 （日帰り旅行にあつては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- (2) お客様のご都合で既にお申込みのコースや出発日を取消され、新たに別のコースや出発日をお申込みになる場合、また、お申込人数から一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお1人様につき上記の取消料の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

5. 個人情報の取扱いについて

旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。また、「アンケート」のお願い、「キャンペーンのご案内」、その他のDM等の発送にも利用させていただく場合がありますので予めご了承ください。

6. このパンフレットは、2025年1月1日現在を基準としております。

【旅行企画・実施】お申込み・お問い合わせ

東武トップツアーズ株式会社 宇都宮支店

観光庁長官登録旅行業第38号 ポンド保証会員 （一社）日本旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者：後藤 剛 / 担当：荒川

東25-016



TEL: 050-9001-8727

〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通2-1-1 メットライフ宇都宮スクエア5階
営業日／月～金（営業時間／9:30～17:30） 休業日／土・日・祝

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

普段は立ち入りできない現役の東光高岳専用線路を歩く！
見て！歩いて！食べる！

※写真はイメージです。
※ディーゼル機関車は動きません。
外観よりご覧いただきます。
※シンキ車は連結しておりません。

レールウォーク

お申し込み方法

募集期間：2025年2月5日(水)10:00～2月27日(木)15:00

※当選者のみ3月5日までにご連絡いたします。

ご予約について

小山市HP記載の専用フォームの内容に沿って必要事項の入力をお願いいたします。

【キャンセル待ちについて】 キャンセルが出た場合のみ、お申込みいただいた中からご連絡いたします。

ご案内事項（必ずお読み下さい）

本ツアーはモニターツアーとしてご参加いただき、皆様の貴重なご意見・ご感想をお聞かせください。

- ①本ツアーは、小山市より補助を受けております。
- ②ツアー中、随時写真撮影をさせていただきます。
- ③ツアー中アンケート（A4サイズ2枚程度）に記入をお願いします。
- ④当日は線路上を歩いたり工場見学をいたしますので、スカートやヒール、肌が露出しない服装などでのご参加をお願いします。
- ⑤レールウォーク・工場見学中は、お手洗いのご利用は出来ません。ご了承ください。
- ⑥工場見学の際、同グループ内で分かれての見学となる場合がございます。
- ⑦未就学児のご参加はいただけません。またお子様の参加の際は18歳以上の保護者の同伴をお願い致します。
- ⑧行程中撮影、録音、SNS等への投稿をお断りする場合がございます。
- ⑨ご参加中、ヘルメットの着用をお願い致します。（ヘルメットはご用意いたします。）
- ⑩この旅行には、全参加者に対して次の内容の保険を当社がサービス付保しております。

国内旅行傷害保険（集合・解散タイプ）

死亡・後遺障害保険金額：1,500万円、入院保険金日額：5,200円、

手術保険金（入院保険金日額の10倍「入院中の手術」または5倍「入院中以外の手術」）の額、

通院保険金日額：3,200円、賠償責任保険金額免責金額：2,000万円（自己負担額）0円

実施日

2025年 3月25日 火

【日帰り】

旅行代金：8,700円（おひとり様）※大人こども同額

募集人員：40名（抽選） 最少催行人員：20名

食事：昼食1回

添乗員：1名同行いたします

利用予定バス会社：栃木交通バス(株)

【旅行企画・実施】

東武トップツアーズ株式会社 宇都宮支店

〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通2-1-1 メットライフ宇都宮スクエア5階（平日/9:30～17:30）

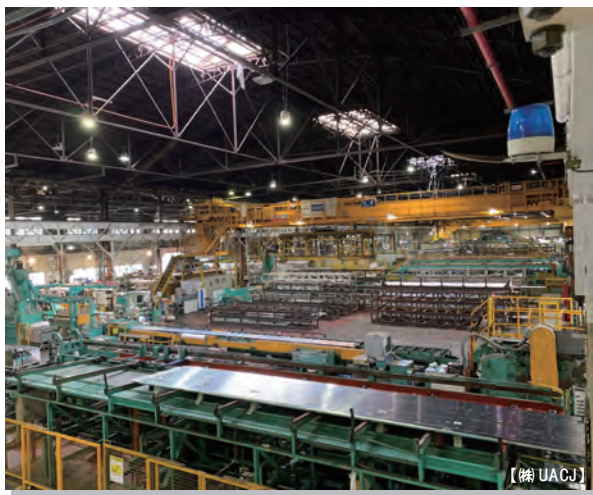
TEL: 050-9001-8727

【事業企画】小山市・(一社)小山市観光協会

【企画協力】(株)東光高岳 古河電工(株) (株)UACJ



UACJのCMキャラクター
夢野アル美



UACJではさまざまなアルミの押出製品の製造工場を見学いただけます。



※写真は全てイメージです

【いちごの里】

今が旬のイチゴをご堪能いただけます。

※生育状況等により、摘み取ったいちごの血盛りとなる場合がございます。



【いちごの里】

約50種類のビュッフェをお楽しみください。

行程表

集合時間:8:40

集合場所:JR小山駅東西連絡通路(さくら道)

8:45	9:10	9:45
小山駅 出発	バス (株)東光高岳 (激レアディーゼル機関車見学)・・・	引き込み線 徒歩 (約2.8キロ) レールウォーク・・・
11:00-12:00	12:30-14:45	15:00
(株)UACJ (工場見学)・・・	バス いちごの里 (ランチビュッフェ & いちご狩り)・・・	バス 小山駅 到着後、解散

【ご旅行条件書(要約)】

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は、東武トップツアーズ株式会社宇都宮支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面(クーポン類または最終日程表)ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. お申し込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) お申込みの時点では旅行契約は成立しておりません。旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (3) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. お申込金(お1人様につき) 旅行代金全額をお支払いください。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代等およびその消費税等諸税相当額が含まれています。これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。

4. 旅行契約の解除

- (1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- (2) お客様のご都合で既にお申込みのコースや出発日を取消され、新たに別のコースや出発日をお申込みになる場合、また、お申込人数から一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお1人様につき上記の取消料の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

5. 個人情報の取扱いについて

旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また、「アンケート」のお願い、「キャンペーンのご案内」、その他のDM等の発送にも利用させていただく場合がありますので予めご了承ください。

6. このパンフレットは、2025年1月1日現在を基準としております。

【旅行企画・実施】お申込み・お問い合わせ



旅行業公正取引
協議会 会員



TEL:050-9001-8727

東武トップツアーズ株式会社 宇都宮支店

観光庁長官登録旅行業第38号 ポンド保証会員 (一社) 日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者: 後藤 剛 / 担当: 荒川

東25-015

〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通2-1-1 メットライフ宇都宮スクエア5階
営業日/月~金(営業時間/9:30~17:30) 休業日/土・日・祝

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

認知症

を知る 講演会

| テーマ |

認知症で その人らしさは
失われてしまうのか

～ 脳科学でわかる、
ご本人の思いと接し方 ～

参加
無料

令和7年

3月9日(日)

14:00-16:00

小山市立文化センター
大ホール

Q&A
コーナー
あり

ざっくばらんに気になることを
恩蔵先生に質問してみましょう

講師：

おんぞう あや こ
恩蔵 絢子 氏

脳科学者

東京大学大学院 特任研究員

1979年神奈川県生まれ。東京工業
大学大学院で脳科学者の茂木健一郎
氏の研究室に入る。著書に『脳科学者
の母が、認知症になる 記憶を失う
と、その人は“その人”でなくなるの
か?』(河出文庫)ほかがある。



●対象

関心のある人
介護保険施設職員、ケアマネジャー、
医療機関職員など高齢者の医療と介護
に関わる人など(500人程度)

●申込方法

右側のQRコードから、
またファックス申込書や、
下記の高齢生きがい課
までお電話で



主催：小山市／問合せ：高齢生きがい課 在宅医療介護連携係 0285-22-9853

共催：小山地区医師会、小山歯科医師会、薬剤師会、おやまケアマネジャー協議会

認知症を知る講演会

ファックス申込書
( 0285-22-9543)

令和 7 年 月 日

ふりがな	
氏 名	
年 代	10 代 ・ 20 代 ・ 30 代 ・ 40 代 50 代 ・ 60 代 ・ 70 代以上 ・ その他
住 ま い	市 内 ・ 市 外
立 場 (職 種)	一般市民 ・ 医療系 ・ 介護系 ・ 行政
講師へのご質問が ありましたら ご記入ください。	
講師へのご質問の 際に、直接マイクで 質問していただく ことはできますか？	↓ できる ・ 遠慮したい できると回答した方：よろしければ電話番号を教えてください。 電話番号：

《申 込 先》小山市 高齢生きがい課 在宅医療介護連携係

令和6年 火災・救急等の出動状況

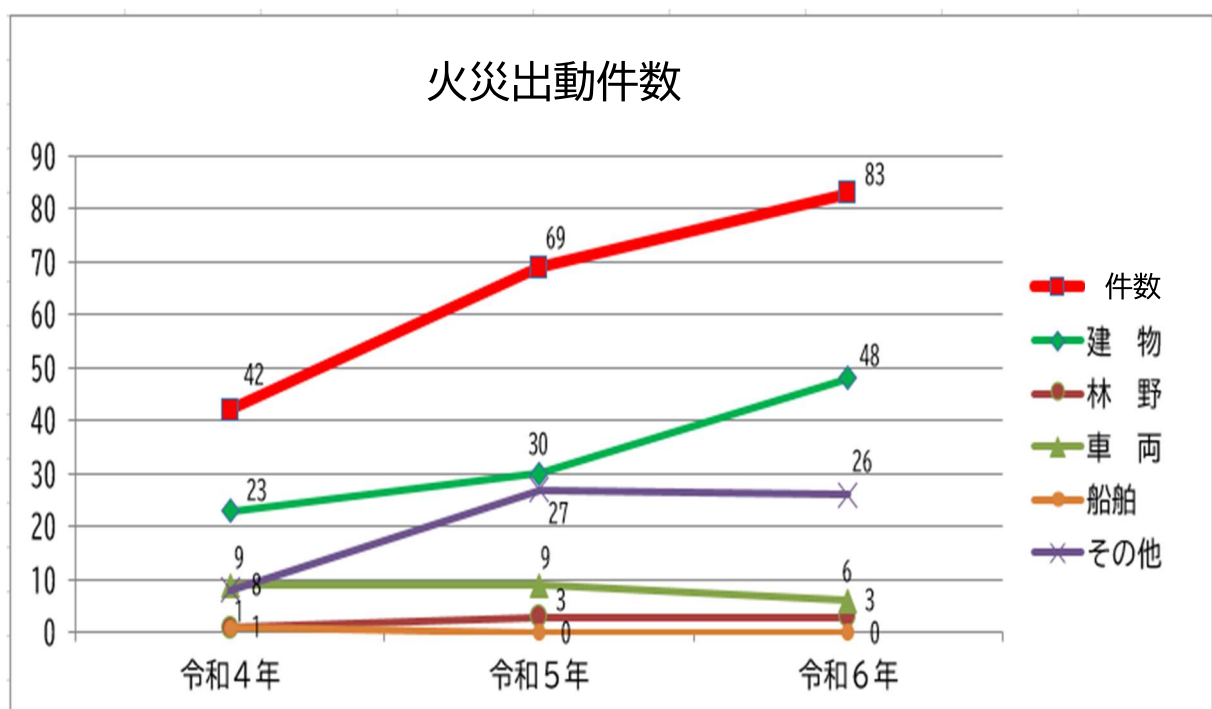
小山市消防本部管内（小山市・野木町）における令和6年1月1日～12月31日までの火災・救急・救助・その他の出動件数等の概要です。

1 火災における出動状況

	建物	林野	車両	船舶	その他	計
令和6年	48	3	6	0	26	83
前年比	+18	±0	-3	±0	-1	+14
令和5年	30	3	9	0	27	69
令和4年	23	1	9	1	8	42

主な出火原因は、火入れが13件、たき火・放火（疑いを含む）がそれぞれ9件、電気機器が6件、たばこが4件となっています。

火災による死者は5人（前年比1人増）、負傷者は11人（前年比1人減）で、火災による損害額は、1億7,969万円（前年比5,398万円増）となっております。



火災における月別・種別出動件数

	建 物	林 野	車 両	船 舶	その他	計
1月	2	2	1	0	5	10
2月	5	1	0	0	6	12
3月	6	0	0	0	3	9
4月	7	0	0	0	4	11
5月	5	0	0	0	1	6
6月	8	0	0	0	2	10
7月	1	0	2	0	0	3
8月	2	0	0	0	1	3
9月	2	0	2	0	1	5
10月	2	0	0	0	0	2
11月	5	0	1	0	1	7
12月	3	0	0	0	2	5
計	48	3	6	0	26	83

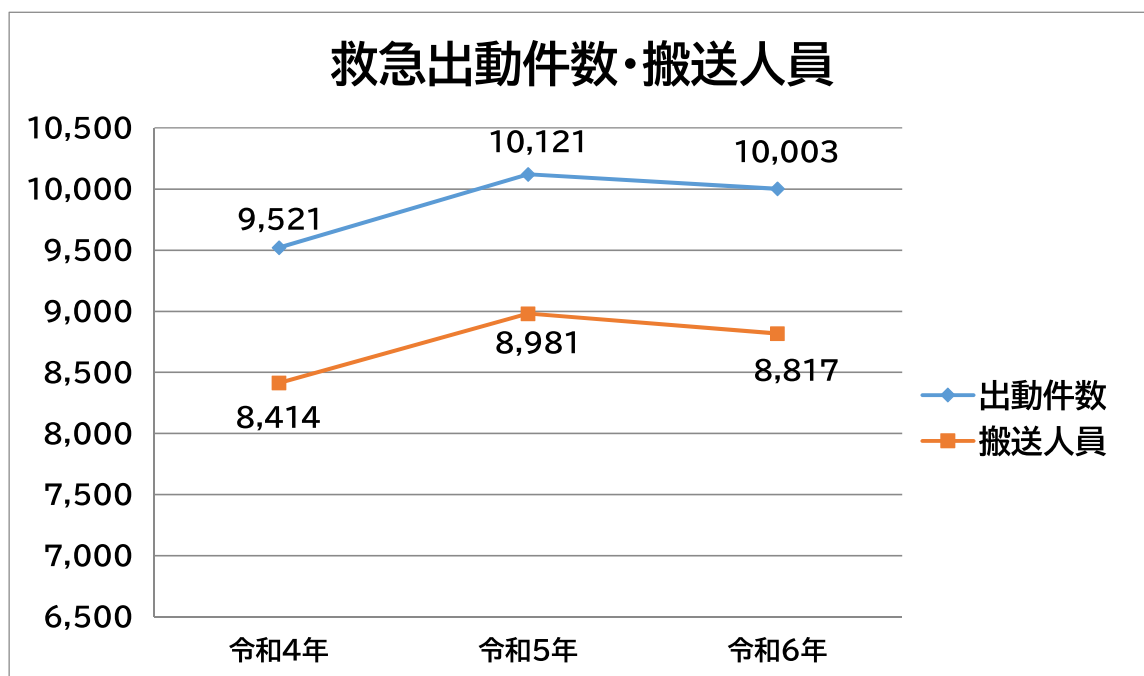
2 救急における出動状況

	出動件数	搬送人員数	P A連携出動件数
令和6年	10,003	8,817	1,521
前年比	-118	-164	+20
令和5年	10,121	8,981	1,501
令和4年	9,521	8,414	1,260

令和6年の救急出動件数は、救急業務を開始した昭和34年以降過去最多となった令和5年と比較し、減少はしたものの高水準で推移しており、P A連携出動件数は増加しています。

P A連携出動とは、直近の救急車が出動している場合や救急隊だけでは搬送が困難な場合などに消防隊が救急現場に出動し、救命率の向上等を図るものです。

事故種別は、急病が6,740件と最も多く、全体の67%を占めており、傷病程度の内訳は、死亡166人、重症704人、中等症3,754人、軽症4,193人となっております。



救急における事故種別出動件数

	事 故 種 別											出 動 件 数
	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加 害	自損 行為	急 病	その他	
令和6年	55	0	6	725	100	67	1,263	58	82	6,740	907	10,003
前年比	+8	±0	+4	-9	-17	+13	-4	+15	-39	-11	-78	-118
令和5年	47	0	2	734	117	54	1,267	43	121	6,751	985	10,121
令和4年	27	0	0	681	96	44	1,064	52	119	6,563	875	9,521

救急における年齢区分別搬送人員数

	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合 計
令和6年	13	363	378	3,034	5,029	8,817
増減数(人)	-5	-193	+7	+50	-23	-164
令和5年	18	556	371	2,984	5,052	8,981
令和4年	8	402	297	2,855	4,852	8,414

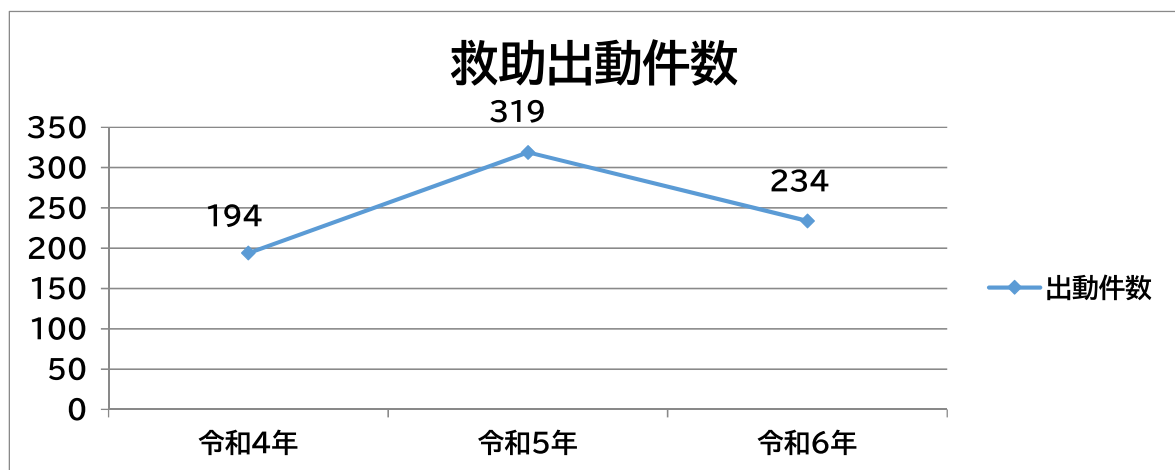
救急における月別・事故種別各種件数等

	出動件数	事 故 種 別											搬送人員数	P A 連携件数
		火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他		
1 月	914	7	0	0	55	9	0	106	2	9	634	92	803	155
2 月	795	5	0	1	53	5	1	95	1	8	555	71	702	139
3 月	814	4	0	1	66	7	4	102	8	9	536	77	732	127
4 月	763	7	0	0	53	7	9	98	7	3	511	68	674	106
5 月	746	5	0	0	67	5	8	90	5	10	480	76	668	121
6 月	760	10	0	0	57	11	12	106	3	2	499	60	662	103
7 月	981	3	0	1	58	12	9	104	8	6	697	83	869	147
8 月	924	2	0	0	62	10	4	114	3	9	643	77	794	127
9 月	782	4	0	3	44	11	9	100	2	12	541	56	695	105
10 月	727	3	0	0	65	8	4	106	6	6	462	67	635	112
11 月	775	3	0	0	65	9	7	106	6	2	495	82	680	118
12 月	1,022	2	0	0	80	6	0	136	7	6	687	98	903	161
合計	10,003	55	0	6	725	100	67	1,263	58	82	6,740	907	8,817	1,521

3 救助における出動状況

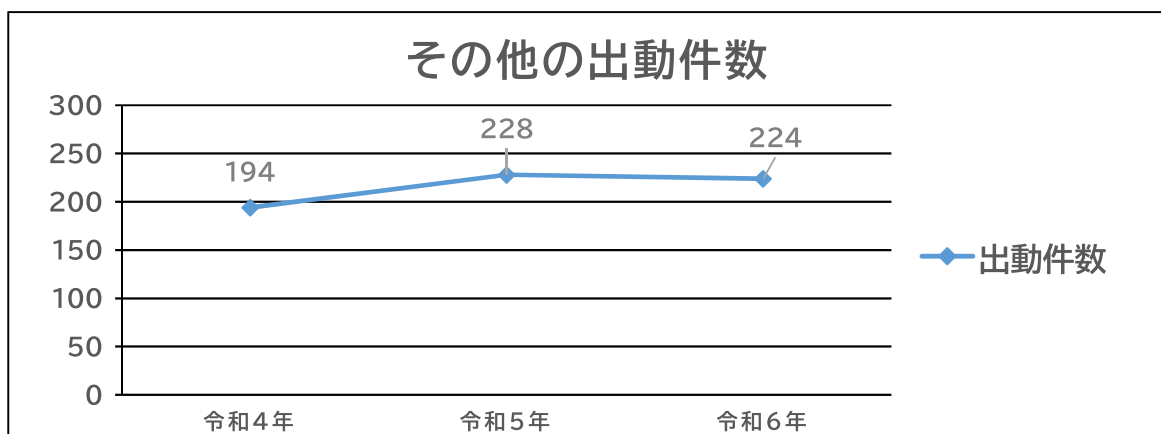
	事 故 種 別										計
	火災		交通事故	水難事故	風水害等自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故	
	建物	建物以外									
令和6年	34	11	50	4	0	2	70	0	0	63	234
前年比	+8	-3	-9	+1	-1	±0	-16	-1	±0	-64	-85
令和5年	26	14	59	3	1	2	86	1	0	127	319
令和4年	15	10	50	0	0	1	61	0	0	57	194

救助件数は、前年と比較し85件減少しています。このうちその他の事故に分類される火災非該当、自動火災報知設備の誤報による出動が64件減、建物等による事故に分類される建物内の安否確認による出動が16件減で、この2つの種別を合わせると80件減となり、減少となった大きな要因です。



4 その他の出動状況

	事 故 種 別								計
	自然災害	危険排除	警 戒	緊急確認	その他				
					火災非該当	ヘリ警戒	いたずら 誤報・	その他	
令和6年	7	48	2	22	27	19	84	15	224
前年比	+4	+1	±0	-2	-4	+8	-12	+1	-4
令和5年	3	47	2	24	31	11	96	14	228
令和4年	3	35	3	64	32	12	28	17	194



担当：消防本部 消防署

電話：0285-39-6662

令和7年第1回市議会定例会提出予定議案総括表

○議 案 32件（議案第1号～32号）

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ・当初予算に関するもの | 11件（1号～11号） |
| ・補正予算に関するもの | 7件（12号～18号） |
| ・条例に関するもの | 9件（19号～27号） |
| ・財産の取得に関するもの | 1件（28号） |
| ・地方独立行政法人の中期計画の認可に関するもの | 1件（29号） |
| ・人事に関するもの | 3件（30号～32号） |

○報 告 2件 (報告第1号・2号)

- ・専決処分の報告に関するもの 2件（1号・2号）

議 案 番 号	件 名
議 案 第 1 号	令和7年度小山市一般会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市一般会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 791億円 対前年度比 11.1%増
議 案 第 2 号	令和7年度小山市国民健康保険特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市国民健康保険特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 160億6,600万円 対前年度比 0.6%減
議 案 第 3 号	令和7年度小山市介護保険特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市介護保険特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 124億9,200万円 対前年度比 3.3%増
議 案 第 4 号	令和7年度小山市後期高齢者医療特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 24億7,200万円 対前年度比 1.9%減
議 案 第 5 号	令和7年度小山市病院事業債管理事業特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市病院事業債管理事業特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 17億 300万円 対前年度比 103.7%増
議 案 第 6 号	令和7年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市墓園やすらぎの森事業特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 9,400万円 対前年度比 4.4%増

議案第7号	令和7年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市栃木県南地方卸売市場特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 4,900万円 対前年度比 53.1%増																
議案第8号	令和7年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市与良川水系湛水防除事業特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 5,710万円 対前年度比 4.8%減																
議案第9号	令和7年度小山市公共用地先行取得事業特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市公共用地先行取得事業特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 550万円 対前年度比 96.1%減																
議案第10号	令和7年度小山市水道事業会計予算 地方公営企業法第24条第2項の規定により、小山市水道事業会計予算について、議会の議決を求めるもの <table><tr><td>収益的収入</td><td>31億8,975万9千円</td><td>対前年度比</td><td>2.2%増</td></tr><tr><td>収益的支出</td><td>30億3,630万5千円</td><td>対前年度比</td><td>4.3%増</td></tr><tr><td>資本的収入</td><td>20億3,140万8千円</td><td>対前年度比</td><td>1635.0%増</td></tr><tr><td>資本的支出</td><td>28億9,294万5千円</td><td>対前年度比</td><td>13.8%減</td></tr></table>	収益的収入	31億8,975万9千円	対前年度比	2.2%増	収益的支出	30億3,630万5千円	対前年度比	4.3%増	資本的収入	20億3,140万8千円	対前年度比	1635.0%増	資本的支出	28億9,294万5千円	対前年度比	13.8%減
収益的収入	31億8,975万9千円	対前年度比	2.2%増														
収益的支出	30億3,630万5千円	対前年度比	4.3%増														
資本的収入	20億3,140万8千円	対前年度比	1635.0%増														
資本的支出	28億9,294万5千円	対前年度比	13.8%減														
議案第11号	令和7年度小山市下水道事業会計予算 地方公営企業法第24条第2項の規定により、小山市下水道事業会計予算について、議会の議決を求めるもの <table><tr><td>収益的収入</td><td>52億6,673万5千円</td><td>対前年度比</td><td>4.3%増</td></tr><tr><td>収益的支出</td><td>50億524万3千円</td><td>対前年度比</td><td>4.9%増</td></tr><tr><td>資本的収入</td><td>50億5,079万7千円</td><td>対前年度比</td><td>13.8%増</td></tr><tr><td>資本的支出</td><td>66億7,123万円</td><td>対前年度比</td><td>6.8%増</td></tr></table>	収益的収入	52億6,673万5千円	対前年度比	4.3%増	収益的支出	50億524万3千円	対前年度比	4.9%増	資本的収入	50億5,079万7千円	対前年度比	13.8%増	資本的支出	66億7,123万円	対前年度比	6.8%増
収益的収入	52億6,673万5千円	対前年度比	4.3%増														
収益的支出	50億524万3千円	対前年度比	4.9%増														
資本的収入	50億5,079万7千円	対前年度比	13.8%増														
資本的支出	66億7,123万円	対前年度比	6.8%増														

議案第 1 2 号	令和6年度小山市一般会計補正予算（第7号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市一般会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 10億9,695万4千円 補正後予算総額 794億6,281万円 ○歳入内訳（単位：千円） ・市税 514,020 ・地方交付税 646,957 ・分担金及び負担金△12,950 ・国庫支出金 403,154 ・県支出金 △110,051 ・財産収入 280 ・寄付金 502,500 ・繰入金 △504,259 ・諸収入 △389,497 ・市債 46,800 ○歳出内訳（単位：千円） ・財政調整基金積立金 439,601 ・小山評定ふるさと応援基金積立金 424,280 ・障がい者介護給付費 193,172 ・小学校トイレ改修事業費 160,500 ・小学校校舎等照明LED化事業費 155,700 ・中学校校舎等照明LED化事業費 144,300 ・国県負担金等過年度償還金 137,885 ・共通商品券発行事業費 135,000 ・小学校給食維持支援事業費 79,710 ・小山評定ふるさと応援事業費 76,000 ・中学校給食維持支援事業費 57,491 ・県営経営体育成基盤整備事業費 51,150 ・中学校トイレ改修事業費 45,000 ・中小企業事業資金融資預託金 △170,851 ・間々田地区新設保育所整備事業費 △128,088 ・工業振興資金融資預託金 △107,760 ・国民健康保険特別会計繰出金 △80,255 ・基幹系業務システム事業費 △80,000 ・小山東部第一地区内公園整備事業費 △77,600 ・栗宮新都心第一土地区画整理事業費 △69,040 ・もみじ保育所整備事業費 △42,387 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費 △41,151 ・その他 △205,703
-----------	---

議案第 1 3 号	令和6年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市国民健康保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの <table><tr><td>補正予算額</td><td>△2億</td><td>159万9千円</td></tr><tr><td>補正後予算総額</td><td>159億6,</td><td>802万1千円</td></tr><tr><td>○歳入内訳（単位:千円）</td><td></td><td>○歳出内訳（単位:千円）</td></tr><tr><td>・国庫支出金</td><td>12,324</td><td>・納付金（一般被保険者医療給付費分）</td><td></td></tr><tr><td>・県支出金</td><td>△12,197</td><td></td><td>△201,014</td></tr><tr><td>・財産収入</td><td>633</td><td>・納付金（介護納付金分）</td><td></td></tr><tr><td>・繰入金</td><td>△80,258</td><td></td><td>△1,174</td></tr><tr><td>・繰越金</td><td>△122,101</td><td>その他</td><td>589</td></tr></table>	補正予算額	△2億	159万9千円	補正後予算総額	159億6,	802万1千円	○歳入内訳（単位:千円）		○歳出内訳（単位:千円）	・国庫支出金	12,324	・納付金（一般被保険者医療給付費分）		・県支出金	△12,197		△201,014	・財産収入	633	・納付金（介護納付金分）		・繰入金	△80,258		△1,174	・繰越金	△122,101	その他	589	
補正予算額	△2億	159万9千円																													
補正後予算総額	159億6,	802万1千円																													
○歳入内訳（単位:千円）		○歳出内訳（単位:千円）																													
・国庫支出金	12,324	・納付金（一般被保険者医療給付費分）																													
・県支出金	△12,197		△201,014																												
・財産収入	633	・納付金（介護納付金分）																													
・繰入金	△80,258		△1,174																												
・繰越金	△122,101	その他	589																												
議案第 1 4 号	令和6年度小山市介護保険特別会計補正予算（第3号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市介護保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの <table><tr><td>補正予算額</td><td>3億2,076万1千円</td></tr><tr><td>補正後予算総額</td><td>126億6,262万4千円</td></tr><tr><td>○歳入内訳（単位:千円）</td><td>○歳出内訳（単位:千円）</td></tr><tr><td>・国庫支出金</td><td>61,700</td><td>・保険給付費</td><td>331,000</td></tr><tr><td>・支払基金交付金</td><td>89,370</td><td>・事務費</td><td>△12,142</td></tr><tr><td>・県支出金</td><td>45,875</td><td>・その他</td><td>1,903</td></tr><tr><td>・財産収入</td><td>1,900</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・繰入金</td><td>117,739</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・繰越金</td><td>4,177</td><td></td><td></td></tr></table>	補正予算額	3億2,076万1千円	補正後予算総額	126億6,262万4千円	○歳入内訳（単位:千円）	○歳出内訳（単位:千円）	・国庫支出金	61,700	・保険給付費	331,000	・支払基金交付金	89,370	・事務費	△12,142	・県支出金	45,875	・その他	1,903	・財産収入	1,900			・繰入金	117,739			・繰越金	4,177		
補正予算額	3億2,076万1千円																														
補正後予算総額	126億6,262万4千円																														
○歳入内訳（単位:千円）	○歳出内訳（単位:千円）																														
・国庫支出金	61,700	・保険給付費	331,000																												
・支払基金交付金	89,370	・事務費	△12,142																												
・県支出金	45,875	・その他	1,903																												
・財産収入	1,900																														
・繰入金	117,739																														
・繰越金	4,177																														
議案第 1 5 号	令和6年度小山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市後期高齢者医療特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの <table><tr><td>補正予算額</td><td>△1億8,702万5千円</td></tr><tr><td>補正後予算総額</td><td>23億4,347万5千円</td></tr><tr><td>○歳入内訳（単位:千円）</td><td>○歳出内訳（単位:千円）</td></tr><tr><td>・保険料</td><td>△160,000</td><td>・広域連合納付金</td><td>△187,025</td></tr><tr><td>・繰入金</td><td>△27,025</td><td></td><td></td></tr></table>	補正予算額	△1億8,702万5千円	補正後予算総額	23億4,347万5千円	○歳入内訳（単位:千円）	○歳出内訳（単位:千円）	・保険料	△160,000	・広域連合納付金	△187,025	・繰入金	△27,025																		
補正予算額	△1億8,702万5千円																														
補正後予算総額	23億4,347万5千円																														
○歳入内訳（単位:千円）	○歳出内訳（単位:千円）																														
・保険料	△160,000	・広域連合納付金	△187,025																												
・繰入金	△27,025																														

議案第 1 6 号	令和6年度小山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの ○繰越明許費（単位:千円） ・公共用地先行取得費 1 2 9 , 4 0 0								
議案第 1 7 号	令和6年度小山市水道事業会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市水道事業会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 資本的収入 <table> <tr> <td>補正予算額</td> <td>3 3 3 万 3 千円</td> </tr> <tr> <td>補正後予算額</td> <td>1 億 2 , 0 4 1 万 5 千円</td> </tr> </table> ○収入内訳（単位:千円） ・国庫補助金 3 , 3 3 3 資本的支出 <table> <tr> <td>補正予算額</td> <td>1 , 0 0 0 万円</td> </tr> <tr> <td>補正後予算額</td> <td>3 3 億 6 , 5 6 5 万 9 千円</td> </tr> </table> ○支出内訳（単位:千円） ・配水設備改良費 1 0 , 0 0 0	補正予算額	3 3 3 万 3 千円	補正後予算額	1 億 2 , 0 4 1 万 5 千円	補正予算額	1 , 0 0 0 万円	補正後予算額	3 3 億 6 , 5 6 5 万 9 千円
補正予算額	3 3 3 万 3 千円								
補正後予算額	1 億 2 , 0 4 1 万 5 千円								
補正予算額	1 , 0 0 0 万円								
補正後予算額	3 3 億 6 , 5 6 5 万 9 千円								
議案第 1 8 号	令和6年度小山市下水道事業会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市下水道事業会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 公共下水道事業資本的収入 <table> <tr> <td>補正予算額</td> <td>5 , 0 0 0 万円</td> </tr> <tr> <td>補正後予算額</td> <td>4 2 億 9 , 1 2 0 万 5 千円</td> </tr> </table> ○収入内訳（単位:千円） ・企業債 2 5 , 0 0 0 ・国庫補助金 2 5 , 0 0 0 公共下水道事業資本的支出 <table> <tr> <td>補正予算額</td> <td>5 , 0 0 0 万円</td> </tr> <tr> <td>補正後予算額</td> <td>5 9 億 9 4 0 万 3 千円</td> </tr> </table> ○支出内訳（単位:千円） ・雨水施設建設改良費 5 0 , 0 0 0	補正予算額	5 , 0 0 0 万円	補正後予算額	4 2 億 9 , 1 2 0 万 5 千円	補正予算額	5 , 0 0 0 万円	補正後予算額	5 9 億 9 4 0 万 3 千円
補正予算額	5 , 0 0 0 万円								
補正後予算額	4 2 億 9 , 1 2 0 万 5 千円								
補正予算額	5 , 0 0 0 万円								
補正後予算額	5 9 億 9 4 0 万 3 千円								

議案第 19 号	手と心でつなぐ小山市手話言語条例の制定について 手話が言語であるという認識に基づき、市が実施する手話に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が安心して共生できる地域社会の実現に寄与することを目指し、条例を制定するもの 1 内 容 (1) 目的（第1条関係） (2) 基本理念（第2条関係） (3) 市の責務（第3条関係） (4) 市民の役割（第4条関係） (5) 事業者の役割（第5条関係） (6) 施策の実施（第6条関係） (7) 委任（第7条関係） 2 施行日 公布の日
議案第 20 号	小山市災害危険区域の指定に関する条例の制定について 「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」により大きな被害を受けた一級河川杣井木川流域において防災集団移転促進事業の実施に向けて、災害危険区域の指定をするため、条例を制定するもの 1 内 容 (1) 趣旨（第1条関係） (2) 定義（第2条関係） (3) 災害危険区域の指定（第3条関係） (4) 災害危険区域の変更及び解除（第4条関係） (5) 建築物の建築の制限（第5条関係） (6) 建築物の建築の認定（第6条関係） (7) 認定の基準（第7条関係） (8) 認定の取消し（第8条関係） (9) 委任（第9条関係） 2 施行日 公布の日
議案第 21 号	小山市国民健康保険財政調整基金条例等の一部改正について 公金の効率的な管理運用を図る観点から、小山市国民健康保険財政調整基金等の5つの基金について、他の基金と同じく必要に応じて有価証券による管理運用を可能とするため、関係条例に所要の改正をするもの 1 内 容 次の条例について、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」旨の規定を明記する。 (1) 小山市国民健康保険財政調整基金条例 (2) 小山市育英基金条例 (3) 小山市社会福祉基金条例

	(4) 小山市立博物館資料取得基金条例 (5) 小山市介護保険給付基金条例 2 施行日 公布の日
議案第 2 2 号	小山市使用料手数料審議会条例の一部改正について 円滑な審議会開催を目的として、審議案件が発生した際に都度、市長が任命し、審議終了をもって解任されるものとされている委員の任期を2年と定めるため、所要の改正をするもの 1 内 容 (1) 文言の整理等を行う（第3条第1項関係）。 (2) 委員の任期を2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする（第3条第2項関係） (3) 委員は、再任されることができ旨の規定を加える（第3条第3項関係）。 2 施行日 令和7年4月1日
議案第 2 3 号	小山市公共自転車駐車場条例の一部改正について 新幹線高架下公共駐輪場に自動二輪車を駐車することができるようにすること及び小山駅東公共駐輪場の駐車エリアを小山駅東第一駐輪場と小山駅東第二駐輪場に二分したうえで、新たな駐輪ラックを導入した小山駅東第一駐輪場に係る使用料を増額するため、所要の改正をするもの 1 内 容 (1) 新幹線高架下公共駐輪場においては、自動二輪車を駐車できることとし、使用料は原動機付自転車と同額とする（第3条及び別表第2関係）。 (2) 小山駅東公共駐輪場を二分して、それぞれの名称を「小山駅東第一公共駐輪場」、「小山駅東第二公共駐輪場」とするとともに、小山駅東第一公共駐輪場の使用料を改める（別表第1及び別表第2関係）。 (3) その他文言の整理を行う（前2号以外の部分）。 2 施行日 令和7年7月1日
議案第 2 4 号	小山市有墓地設置条例の一部改正について 市有墓地に隣接する土地の寄附を受けたことにより、市有墓地の所在地及び地積に変更が生じたため、所要の改正をするもの 1 内 容 市有墓地を定める別表中、所在及び地積の欄に、寄附を受けた土地の所在及び地積を加える 2 施行日 公布の日

議案第 25 号	小山市国民健康保険税条例の一部改正について 医療の高度化等を背景とした医療費の上昇により、令和7年度の事業費に不足が見込まれることから、小山市国民健康保険運営協議会の答申内容を踏まえ、国民健康保険税の課税額のうち後期高齢者支援金等課税額の限度額について、地方税法施行令で定める令和6年度の法定限度額と同額に引き上げ、高所得者層の応能負担を求めるため、所要の改正をするもの 1 内 容 国民健康保険税の課税額のうち後期高齢者支援金等課税額の限度額について、地方税法施行令で定める法定限度額と同額に引き上げることとし、22万円から24万円に改める（第2条及び第23条関係）。 2 施行日 令和7年4月1日
議案第 26 号	小山市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について 令和6年度から開始された国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（以下「歯・口腔の健康づくりプラン」という。）において、生涯にわたる歯・口腔の健康維持、歯や口腔の健康に関する健康格差の縮小等を目指すことが示されたことを受け、市民の歯と口腔の健康づくりの更なる推進を図るため、所要の改正をするもの 1 内 容 （1）歯・口腔の健康づくりプランにおいて、健康格差の縮小が基本的な方針のひとつとして掲げられているため、これを目的規定に加える（第1条関係）。 （2）歯・口腔の健康づくりプラン等を踏まえ、基本的施策に係る規定について、次のように改正する（第8条関係）。 ア 本市が実施する基本的施策として、妊娠期におけるむし歯予防策、歯周疾患予防策等の推進、8020 運動の推進、災害発生時又は感染症のまん延時の環境整備の推進に係る事項を加える。 イ 高齢期における口腔機能の維持及び向上策等の推進から、高齢期におけるオーラルフレイル対策等の推進に改める。 （3）その他文言の整理等を行う（前2号以外の部分）。 2 施行日 令和7年4月1日
議案第 27 号	小山市手数料条例の一部改正について 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行及び宅地造成及び特定盛土等規制法の一部改正に伴い、令和7年度から本市において新たな審査事務等が生じるため、所要の改正をするもの 1 内 容 （1）建築確認申請、中間検査及び完了検査の審査時間増加に伴い、当該審査に係る手数料の見直しを行う（第2条第1項第6号関係）。 （2）宅地造成及び特定盛土等規制法に定める中間検査に係る手数料を新設する（第2条第1項第8号関係）。

	(3) 引用する法律名の変更及び条ずれ対応を行う（第2条第1項第17号関係）。 (4) 引用する法律名の変更及び条ずれ対応を行うとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の見直しを行う（第2条第1項第18号関係）。 (5) その他文言の整理等を行う（(1) から（4）まで以外の部分）。 2 施行日 令和7年4月1日																																																
議案第28号	財産の取得について 準用河川島田川整備事業用地を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、提案するもの 1 取得する土地の表示 <table><tr><th>番号</th><th>大 字</th><th>字</th><th>地 番</th><th>地 目</th><th>買収地籍(㎡)</th></tr><tr><td>1</td><td>島 田</td><td>車</td><td>131 番</td><td>田</td><td>483.46</td></tr><tr><td>2</td><td>島 田</td><td>車</td><td>132 番</td><td>田</td><td>7,695.02</td></tr><tr><td>3</td><td>島 田</td><td>車</td><td>166 番1</td><td>畑</td><td>283.67</td></tr><tr><td>4</td><td>島 田</td><td>庚申東</td><td>676 番</td><td>田</td><td>11,650.72</td></tr><tr><td>5</td><td>島 田</td><td>庚申東</td><td>681 番</td><td>田</td><td>2,352.43</td></tr><tr><td>6</td><td>島 田</td><td>庚申東</td><td>685 番1</td><td>田</td><td>1,201.64</td></tr><tr><td colspan="5">合 計</td><td>23,666.94</td></tr></table> 2 相手方 地権者2名 3 取得予定金額 103,197,592 円	番号	大 字	字	地 番	地 目	買収地籍(㎡)	1	島 田	車	131 番	田	483.46	2	島 田	車	132 番	田	7,695.02	3	島 田	車	166 番1	畑	283.67	4	島 田	庚申東	676 番	田	11,650.72	5	島 田	庚申東	681 番	田	2,352.43	6	島 田	庚申東	685 番1	田	1,201.64	合 計					23,666.94
番号	大 字	字	地 番	地 目	買収地籍(㎡)																																												
1	島 田	車	131 番	田	483.46																																												
2	島 田	車	132 番	田	7,695.02																																												
3	島 田	車	166 番1	畑	283.67																																												
4	島 田	庚申東	676 番	田	11,650.72																																												
5	島 田	庚申東	681 番	田	2,352.43																																												
6	島 田	庚申東	685 番1	田	1,201.64																																												
合 計					23,666.94																																												
議案第29号	地方独立行政法人新小山市市民病院第4期中期計画の認可について 地方独立行政法人新小山市市民病院から、同法人の第4期中期計画について、地方独立行政法人法第26条第1項の規定による認可申請があったので、当該中期計画を認可することについて、同法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの 1 内 容 地方独立行政法人新小山市市民病院第4期中期計画において定めるもの (1) 中期計画の期間 (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項 (4) 財務内容の改善に関する事項 (5) その他業務運営に関する重要事項 (6) 予算、収支計画及び資金計画 (7) 短期借入金の限度額 (8) 重要な財産を譲渡し又は担保に供しようとするときは、その計画 (9) 剰余金の使途 (10) 料金に関する事項 (11) 地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則（平成25年小																																																

	山市規則第8号) に定める事項 2 施行日 令和7年4月1日
議案第30号	監査委員の選任について 監査委員の小峰 儀則（こみね よしのり）氏は令和7年2月19日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するもの (1)氏 名 小峰 儀則（こみね よしのり）（2期目） (2)住 所 小山市大字今里338番地 (3)生年月日 昭和32年5月27日 (4)任 期 令和7年2月20日から令和11年2月19日（4年）
議案第31号	教育委員会委員の任命について 教育委員会委員の奥中 栄二（おくなか えいじ）氏は令和7年3月31日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するもの (1)氏 名 奥中 栄二（おくなか えいじ）（2期目） (2)住 所 小山市大字羽川147番地19 (3)生年月日 昭和23年3月31日 (4)任 期 令和7年4月1日から令和11年3月31日（4年）
議案第32号	固定資産評価審査委員会委員の選任について 固定資産評価審査委員会委員の小川 浩（おがわ ひろし）氏は令和7年3月16日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するもの (1)氏 名 小川 浩（おがわ ひろし）（4期目） (2)住 所 小山市大字鏡946番地 (3)生年月日 昭和31年12月31日 (4)任 期 令和7年3月17日から令和10年3月16日（3年）

報告第1号	専決処分の報告について 市道管理の瑕疵等により損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの ◇専決第23号（令和6年12月11日専決） 令和6年11月4日 市内大字東野田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 19,635円 ◇専決第24号（令和7年1月15日専決） 令和6年10月13日 市内大字犬塚地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 2,913円
報告第2号	専決処分の報告について 職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの ◇専決第21号 令和6年11月22日専決 令和5年11月14日 市内大字渋井地内において、交差点で停車中に、交差点に進入してきた大型車に進路を譲るために後進したところ、停車中の相手方車両と接触し、相手方車両を損傷させたもの 賠償額 103,642円 ◇専決第22号 令和6年11月26日専決 令和6年3月29日 市内大字立木地内において、店舗駐車場内を走行中に、後進してきた相手方車両が接触したもの 賠償額 34,200円 (相手方 236,883円)